



給与費につきまして、一定の財源が安定的、継続的に確保されることが必要でございます。このため、教職員給与費につきましては、市町村にかわつて都道府県が負担することとされ、その二分の一を国庫負担とすることによりまして國がその責任を果たしているのが義務教育費国庫負担制度であらうと思います。

したがつて、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請を受けて、義務教育の水準を確保するための国によります最低保障の制度でございまして、この制度によって教育の機会均等、その水準の維持が図られているものと認識いたしております。この国庫負担金制度の根幹は、ぜひとも今後とも堅持していくなければならないものと考えております。

次に、今回の義務教育費国庫負担金の負担対象経費の見直しについて意見を述べさせていただきます。

今回の法改正では、共済費長期給付及び公務災害補償に要する経費につきまして、国庫負担の対象から外して、交付税等の措置により一般財源化を図るものでございます。これまで、旅費あるいは教材費、恩給費等が一般財源化されておりまして、今回の措置によりまして、教職員の給与費、退職手当など教職員本人に直接支払われる経費以外は、すべて一般財源化されることになりました。

今回の共済費長期給付や公務災害補償に要する経費は、法律によつて支出が義務づけられているものでございまして、一般財源化されたからといましても、それぞれの給付水準を直ちに引き下げる、こういうことはできませんので、これ自体では地方の財政運営の自主性を高めることにはならないと考えております。

しかしながら、今回の法改正に伴う国庫支出金の削減額見合いで、地方交付税及び地方特例交付金によりまして地方負担の財政措置がなされたこと、また、今回の見直しとともに、公立学校教員給与について国立学校準拠制の廃止や教職員定数の弾力化など、各都道府県の自主的な取り組みの

余地が広がりまして、地方の自由度を高める方策を文部科学省が打ち出していること、さらに、交

付税不交付団体の立場からは、これまでの義務教育費国庫負担金の一般財源化のときは異なりまして、不交付団体にも交付対象となる地方特別交付金による財源措置がなされておりますこと、こ

うした点から、今回の法案につきましては、積極的に賛同するというものではないとしても、これまでの経緯、また現下の諸情勢を考慮した場合、容認できる範囲のものと考えております。

次に、今後の義務教育費国庫負担制度の見直しに当たりまして、幾つか懸念している点や、あるいは御期待申し上げたい点について述べさせていただきたいと思います。

今回の義務教育費国庫負担制度の見直しにつきましては、その過程において、地方分権や財政論からの視点を中心に議論がなされてきたように考

えております。

言うまでもなく、地方分権のもとで、地域の実情に応じた特色ある多様な教育を開拓することは時代の要請でございます。そのため、現在、各都道府県では、画一的な教育から個性化、多様化へ向けて、地方の判断と責任で教育改革を推進いたしております。

義務教育費国庫負担制度が地方の独立性の発揮を妨げているとの議論もございますが、義務教育費国庫負担制度の根幹を堅持しても、この教育改革への主体的な取り組みは可能でございます。何

かって、昭和二十五年に義務教育費国庫負担制度が廃止され全額が一般財源化されました。三十年後の昭和二十八年には負担制度が復活した経緯がございます。これは、個々の団体の財政力の違いによりまして児童生徒一人当たりの教育費など義務教育の条件に大きな格差が生じましたことから、地方公共団体の強い求めに応じて復活したものと考えております。もし義務教育費国庫負担金の全額が一般財源化された場合には、これと同様のことが起こることを強く危惧いたしている次第でございます。

これと関連しまして、昨年十二月十八日の予算編成過程における文部科学大臣、総務大臣、財務大臣の合意では、「義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行ひ、「改革と展望」の期間中(平成十八年度末まで)に国庫負担金額の一般財源化について所要の検討を行う」とされておりますが、義務教育に係る経費負担のあり方につきましては、その重

な思いがいたしております。

経済財政諮問会議あるいは地方分権改革推進会議等における議論では、国庫負担金ではなくとも、何らかの財源措置がなされれば支障はないのではないか、こういった意見が多く出されていると伺っております。それは、地方財政の実態あるいはこれまでの経緯をよく理解されていない議論ではないかと考えざるを得ません。単に財源措置の問題として議論するのではなくて、この国庫負担金制度が有する教育水準の保障機能という点に重

点を置いた議論を期待いたすものでございます。一定レベル以上の義務教育の水準を維持するということであれば、担保する仕組みとしての国庫負担金制度が今後とも堅持される必要があると考えております。こうした国庫負担金制度の保障機能を考慮するならば、教職員の給与費が一般財源で措置されるというのと国庫負担金で措置されるのでは大きく違うものである、こういうことをぜひとも御理解いただきたいと思っております。

かつて、昭和二十五年に義務教育費国庫負担制度が廃止され全額が一般財源化されました。三十年後の昭和二十八年には負担制度が復活した経緯がございます。これは、個々の団体の財政力の違いによりまして児童生徒一人当たりの教育費など義務教育の条件に大きな格差が生じましたことから、地方公共団体の強い求めに応じて復活したものと考えております。本日は、このような発言の機会を与え申します。本日は、このようない発言の機会をうふうに思います。

私は、この原案が、義務教育費国庫負担制度の根幹を維持する、それを前提としてということを受けとめさせていただきまして、その立場から、これについて基本的に賛成する者として、この場で意見を述べさせていただきたいと思います。

その前提として三点ほど述べさせていただきまます。その前提として三点ほど述べさせていただきたいと思います。すけれども、それは、義務教育及びそれを支える国庫負担制度の意義ということについての私なりの理解を申し上げさせていただきたいと思つております。

まず一つは、日本の近代化及び現代において、それから将来にわたつて、義務教育制度の果たしたことについて基本的に賛成する者として、この場で意見を述べさせていただきたいと思います。

その前提として三点ほど述べさせていただきたいと思います。すけれども、それは、義務教育及びそれを支える国庫負担制度の意義ということについての私なりの理解を申し上げさせていただきたいと思つております。

これから将来にわたつて、義務教育制度の果たしたことについて基本的には、これと同様で意見を述べさせていただきたいと思います。

その前提として三点ほど述べさせていただきたいと思います。すけれども、それは、義務教育及びそれを支える国庫負担制度の意義ということについての私なりの理解を申し上げさせていただきたいと思つております。

まず一つは、日本の近代化及び現代において、それから将来にわたつて、義務教育制度の果たしたことについて基本的には、これと同様で意見を述べさせていただきたいと思います。

その前提として三点ほど述べさせていただきたいと思います。すけれども、それは、義務教育及びそれを支える国庫負担制度の意義ということについての私なりの理解を申し上げさせていただきたいと思つております。

もちろん、いろいろな意味で手直しをしなければいけないところはそれもあるとは思つんでなければ、全体としてとらえた場合にそういう理解の仕方をしております。

しかも、今後、国際間の競争がさらに激しくなるということが予想される、そういう将来的展望を見たときに、それに我が国が生き残っていく一つの手立てとして、やはりしっかりとした義務教

育の存在、活力のある、そして安定した義務教育の制度の存在と維持向上というのが大きなかぎを握っているというふうに理解しております。

教育の機会均等と教育水準の維持、すなわち、良質の教育を維持し、向上を図るに当たつて、国、地方、学校、教師、それぞれがそれぞれを保障する責任があるというふうに考えております。この義務教育を支えるシステムとして義務教育費国庫負担制度の存在は大きなものがあるというふうに理解しております。すなわち、義務教育の安定性、教職員の資質能力の向上、それから先生方の社会的地位の確保などに大きな役割を果たしているというふうに思つております。

それから、二点目に、義務教育において良質な教育を提供できるか否かということは、やはりすぐれた教職員の確保によるところが大きいのではないかというふうに思つております。

そういう意味で、教育の水準の確保と教職員の確保というものは決して切り離すことができないと、いうふうに私は理解しております。そのすぐれた教職員を確保するには、その社会的、経済的な地位の確保も無視することはできないというふうに思つております。教員の給与費の安定的な確保というものが今後とも重要な課題であるというふうに思つております。その意味で、二分の一を国が負担しているこの制度は、教職員の方々が安心して教育活動を行っていくことを保障するシステムとして、その意義は極めて大きいものがあると思つております。

現在、社会全体に大変将来に向けての漠然とした不安感が広がっているのではないかというふうに思つております。また、学校もその例外ではなく、教員の不安定な状態といふのは、義務教育の不安定化に広がつていいく心配も懸念されるところであります。これらを食いとめるという意味において、義務教育費国庫負担制度の存在そのものといふのは大きな意味を持つてゐるのではないかと思つております。

それから、三つ目は、義務教育及びその制度に

ついて国民全体の信頼をつなぎとめるということが、実は大変重要な課題だというふうに思つております。公教育に対する国民の信頼性の確保において、国の存在というのではなく教育の水準というものができないのではないか、こういうふうに考えておりまして、この支えというんでしょうか信頼感に、義務教育費国庫負担制度の存在というのではなく、これが國庫負担制度であるというふうに思つております。

以上、三点申し上げさせていただきましたけれども、こういった義務教育の存在を支えていくのが国庫負担制度であるというふうに思つております。

すけれども、その上で、この制度の維持、それから根幹を維持するということを前提にした今回の改正であるということ、それから、今回、見直す対象となる経費の財源というのも所要の措置が講じられて確保されるということが確かめられたと確かに、財政の問題ですか経済の活性化といふことにおいて、原案ということを受けとめを持したい、そんなふうに思つております。

確かに、財政の問題ですか経済の活性化といふこと、これも今大変重要な国の課題であることには私も理解しております。それから、地方分権の上に地方への権限の拡大、こういうこともまた政策的な課題ということとして受けとめております。こういういろいろな課題をどういうふうに具体的に調整を図つていくのか、バランスをとつていくのか、そういう中で、私は、今回のこの措置やむを得ない措置、そういう受けとめ方をさせていただいております。そういう点では、たびたび繰り返しますけれども、国庫負担制度の根幹については今後も維持こういうことの方針のもとで、いただいております。そういう点では、たびたび

う点において、義務教育のこれからということについて、そこにおける義務教育費国庫負担法の存在の果たす役割について、国民の広いコンセンサスの形成ということが今後望まれるのではないかと思います。それは、これまでの論議がとくに、義務教育費国庫負担制度の存在というのではなく、これが國庫負担制度であるというふうに思つておられます。そこで、その中で義務教育の果たしてきた役割を詰めていかなければいけないんじゃないかなと思います。

したがいまして、義務教育についての新たな将来的な展望というんでしようか、あるいは新たな青写真、こういうことを描くということが必要であつて、この展望を欠いて財政と経済の論理を突出させてシステムを見直ししようというのは、義務教育の現状あるいは将来において非常に安定性を欠くものになつてくるんじやないか、そんな心配の念を持つております。

以上、そういう危惧の念を持ちながらも、先ほど申し上げましたように、現在の状態を踏まえたときにはやむを得ない措置としてこれがあると理解させてもらいますということで私の意見を述べさせていただきました。

以上であります。どうぞよろしくお願いします。

(拍手)

○古屋委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の方々からの意見の開陳は終わりました。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。奥山茂彦君。

○奥山委員長 私は、自由民主党の奥山でござります。与党を代表してというようなことで質問させたいただきたいと思いますが、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

横山参考人、そして天笠参考人、本当に御苦労さまでございました。

このたびの義務教育をめぐる論議というもの、我が国は、言うまでもなく教育の水準というものは過去において非常に早くからその制度が着手され、そして、その中で義務教育の果たしてきた役割といふものは、基礎教育を固める上からも非常に大きな役割を果たしている、そんなふうに思つております。

以上、三点申し上げさせていただきましたけれども、こういった義務教育の存在を支えていくのが国庫負担制度であるというふうに思つております。

すけれども、その上で、この制度の維持、それから根幹を維持するということを前提にした今回の改正であるということ、それから、今回、見直す対象となる経費の財源というのも所要の措置が講じられて確保されるということが確かめられたと確かに、財政の問題ですか経済の活性化といふことにおいて、原案ということを受けとめを持したい、そんなふうに思つております。

確かに、財政の問題ですか経済の活性化といふこと、これも今大変重要な国の課題であることには私も理解しております。それから、地方分権の上に地方への権限の拡大、こういうこともまた政策的な課題ということとして受けとめております。こういういろいろな課題をどういうふうに具体的に調整を図つていくのか、バランスをとつていくのか、そういう中で、私は、今回のこの措置やむを得ない措置、そういう受けとめ方をさせていただいております。そういう点では、たびたび繰り返しますけれども、国庫負担制度の根幹については今後も維持こういうことの方針のもとで、いただいております。そういう点では、たびたび

う点において、義務教育のこれからということについて、そこにおける義務教育費国庫負担法の存在の果たす役割について、国民の広いコンセンサスの形成ということが今後望まれるのではないかと思います。それは、これまでの論議がとくに、義務教育費国庫負担制度の存在といふのではなく、これが國庫負担制度であるというふうに思つておられます。そこで、その中で義務教育の果たしてきた役割を詰めていかなければいけないんじゃないかなと思います。

したがいまして、義務教育についての新たな将来的な展望というんでしようか、あるいは新たな青写真、こういうことを描くということが必要であつて、この展望を欠いて財政と経済の論理を突出させてシステムを見直ししようというのは、義務教育の現状あるいは将来において非常に安定性を欠くものになつてくるんじやないか、そんな心配の念を持つております。

以上、そういう危惧の念を持ちながらも、先ほど申し上げましたように、現在の状態を踏まえたときにはやむを得ない措置としてこれがあると理解させてもらいますということで私の意見を述べさせていただきました。

以上であります。どうぞよろしくお願いします。

(拍手)

○古屋委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の方々からの意見の開陳は終わりました。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。奥山茂彦君。

○横山参考人 お答えを申し上げます。

共済費の負担金並びに地方公務員災害補償の負担金、これは一応義務的な経費でございまして、いずれにしろ、個々の地方団体の裁量で減額する

そういうものではございませんので、特に今回、財源措置をさせておりまますので、共済制度あるいは公務災害負担制度に対する制度的な支障が起ころうということはないと考えております。

それから、もう一点の国庫負担金制度全額一般財源化の方向というのは、教育長協議会の中でもかなり関心を持ってこれまで議論をしてまいりました。これまでの国庫負担金の一般財源化については、あくまでも個別経費の一般財源化の議論というのではなくましたが、今度のように全額一般財源化という話になりますと、先ほど意見として述べさせていただきましたが、これはまさに憲法が保障する義務教育の保障機能、国庫負担金が持っている保障機能をなくすということです。ですので、義務教育の水準の確保として大変な危惧を持つているというのが共通した見解でございます。

○奥山委員 天笠参考人にお尋ねをしたいと思うんですが、義務教育の国庫負担制度は、義務教育の水準の維持あるいはまた優秀な教職員の確保という観点からどのような意義を有しているかということになりますが、今回の改正によりまして義務教育の水準の維持や優秀な教職員の確保に支障が生じることがないであろうかということですが、いかがでしょうか。

○天笠参考人 日本の教員というのは、日本国内ではいろいろな批判を浴びることも時々あるわけですねけれども、世界の全体から見ますと大変高い水準に日本の先生方はいらっしゃるということは、まず多くの方々の指摘するところであるかと思います。そういう方々がそれぞれのところで教育実践をしている、その集合体で日本の教育の水準というものは維持されている部分が多くあるというふうに思っております。そういう先生方が安心して教育活動を実施していく、そういう基盤を確保する教育活動を実施していく、そういうことにおいて、この負担制度の存在といふのは実は大きな役割を果たしているんじやないかというふうに思っております。

したがいまして、この制度の根幹が崩れるということは、そういう意味において、義務教育の安定的な質の確保ということを失わせる、そういう要因というのをより多く広げることになるんじやないかと思つております。したがいまして、そういう点では、やはりこの制度の持つ意義、役割といふものは私は大変大きいんではないか、こんなふうに思つております。

いんですが、公立の高等学校については、学級編制とか教職員の定数の標準化を定めているだけで、教員の給与に国庫負担をしていないということがあります。義務教育についての国庫負担制度は、それに伴つて同じように負担制度も不要であ

るという意見もあつたそうあります。

そこで、義務教育については、高等学校とは異なつて、これはやはり国がしっかりと国庫負担をして行う必要があると考えているわけであります。が、この点につきましては、先ほどの先生の話も

少し聞かせてした大とその方向であろうと思ふ

中高というのは全体的にとらえていくということことというのはやはり大切なんじゃないか、そんなふうに思つております。

時に、高等学校においても教職員の方々の安定性ということはやはり共通の課題として受けとめてもよろしいんではないか、こんなふうに思つております。

（略）  
んでですが、平成十六年度から義務教育費の国庫負担の定額制とか交付金化について検討するというようなことが言われているわけであります。検討をするということは、具体的にどういう方向で行

○横山参考人　国庫負担金の定額化あるいは交付  
かれるのか、あるいは、その検討するという方向  
で何か考え方を聞かせていただければと思うんで  
すが。

金化につきましては、私ども、その内容はこれから検討することなんで、よく承知はいたしておりますが、あくまでもそれは国庫負担金の支出の形態をどうするかという検討であるならば、国庫負担金制度の持つ義務教育の実質機能をどうは

失われないわけですから。  
ただ、交付金なり定額化の基礎のデータを、どういうものをとつっていくのか。単に、例えば児童生徒の数でやるとか教職員の数でやるとか、そういった単純なことではなくて、あくまでも、先ま

ども申し上げましたか、国庫負担金制度によつて義務教育が全国津々浦々保障されているんだ、その保障機能を失わない方向でぜひとも御検討願いたい、こう思つております。

たいへんですか昨年の十一月の十九日は、三大臣のすなわち総務大臣、財務大臣それから文部大臣の三大臣の合意によつて、さつきからも話が出ておりました地方の自由度を拡大する、これから地方の裁量もできるだけ認めていこう、特色を認めて

担制度の見直しとあわせて、学級編制あるいは教職員の配置などの弾力化、それから公立学校教員の給与について国立学校準拠規定の廃止などを進めていく。さつきも話がありましたが、これらに

か、まず横山参考人からお尋ねをしたいと思います。

担金制度と地方分権を前提とした個々の都道府県における教育分野での自由な裁量、自主性の高まりといいますか、私はそれほどリンクして考える必要があるんだろうかと。

現に行われている国庫負担金制度の中でも、少人数学級による加配であるとか、いろいろな地方の自主性を高めるような策が現にとられております。その問題と国庫負担金制度を一般財原化する

ことの直接的な意味合いでいいといいますか、必ずしもないとは言いませんが、国庫負担金の全額一般財源化によるデメリットの方がはるかに大きいのではないかというふうに考えております。

うに考えておりますけれども、基本的には、地方分権の推進というのはこれからの方針としては一つ考えられる方向だというふうに思つております。

るいは国の存在というんでしようか、そういうことがあつて地方分権というのは私はうまく進んでいくんじゃないかというふうに思つております。ですから、例えば、それぞれ教育の世界で見た場合でも、学級編制の規模の問題なんかについても

市町村にしていろいろな動きが出てきたとしてうふうに、基本的にはそれぞれの地方自治体の努力ということを私は高く評価したいと思うんですけども、それができるというのも国の存在があつてと、いうふうに私は理解しております。

点ではあって、それとともに地方のそれぞれの独自な取り組みというんでしょうか、それとの調和、連携、そういう関係をつくり出すということが大切なんじゃないか、こんなふうに思っております。

○奥山委員 義務教育といえども、地方がどこまで独自色が出せるかということがこれから一つの選択になってくるであろうと思うんですね。財政論からいうと、地方分権とはいってながら、なかなかどうしてはなきこへんつまづらこにござる

聞かせていただければと思ひます。

○横山参考人 これはいろいろ曲解されるおそれがあるんですが、私は、義務教育における地方分権はやはり限界があると思つております。それはなぜかといいますと、義務教育といふのは憲法で保障する普通教育イコール義務教育ですから、それに余りの格差がある、独自色とは違いますが、個々の自治体が独自の財源を使って独自色を出しあるいは特色を出す、それは当然だろうと思います。

そういう意味で、個々の自治体の独自色、特色を出す問題と国庫負担金の堅持という問題は、一応やはり、リンクはしていますが、分けて考える方が至当ではないかと考えております。

○天笠参考人 地方の独自性ということを考えていいく場合に、特に教育の問題のときには、都道府県教育委員会レベルでのそれと、それから市町村教育委員会のレベルのそれと、それぞれを丁寧に見ていかなくちゃいけないところがあるというふうに私は思つております。しかも、その都道府県教育委員会レベルと市町村教育委員会レベルがうまく調和のとれた関係の中で教育行政等々が展開されているということが、実は地方の独自性をつくっていくときにすごく大切なんだとは思つてゐるんですけども、どうも現状のところは、まだそこ辺のところがうまく折り合いがつかないようなところがあるようには私は認識しております。そのところをうまく推進していくといふと、私は、やはり国の存在といふことが、バランスをとつたりとか市町村と県との関係をつくり出していくときにまた大きな役割を果たし得る存在ではないか、こんなふうに思つております。

ですから、そういう意味で、市町村と都道府県と国とのバランスということが、これから独自性をつくっていく場合にも大きな役割を果たすのではないか、そんなふうに思つています。

○古屋委員長 山元勉君。  
　〇山元委員 民主党の山元勉でございます。きょうは、両参考人、大変お忙しいお二方ですけれども、御苦労さんでございました。ありがとうございます。  
　十五分という時間、限られていますから、端的にお伺いをしたいと思うんですけれども、正直申し上げまして、少し意外な御意見を承ったという感じがいたしました。  
　横山さんは全国の教育長協議会の会長さんでいらっしゃるわけです。今の教育の困難な状況あるいは財政上の苦悩というのは十分御承知の方だ。そして、御承知だと思いますけれども、三月五日現在ですけれども、この問題について三十四都道府県から意見書が出てるんです。これは本当に、現場の各議会というんですか、現場を預かっている議会の痛切な声がたくさん出てきているわけですね。ですから、堅持をせよとか、あるいは具体的に、これは東大阪です、「旅費、教材費、恩給費、共済費追加費用への適用を復活するとともに、」というところで踏み込んでいらっしゃるところもありますし、堅持だとあるいはさまざまなか方分権を進めるときの支援をという意見が三十四都道府県、その他の市町村からもどんどん上がってきてるわけですね。  
　そういう現場の教育を預かっている者の立場、これは例えば首長さん、議会、そして教育長、教育委員会、こうあるわけですから、私は、先ほどお伺いをして、この今の流れというのはやむを得ない、もう手を挙げて賛成ではないけれども、という気持ちはこもつていましたけれども、これはやはりこういう、それぞの地域の皆さんのが、知事会も意見書を出していらっしゃいます。知事会も、これは実際に財布を預かっている方ですか、「見直しを実施すべきである。」に賛成というのは六・一%しかないわけです。  
　ですから、そういう今の地域、地方の実態といふのを教育長協議会としてどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、御論議をどうなさつていい

○横山参考人 国庫負担金制度を分解しますと、いろいろな要素がございます。教員の給与費もございまして、かつては教材費あるいは旅費についてもございました。これまでの議論というのは、そういう個々の国庫負担制度を構成する要素について個々にどうするかという議論がございました。

それを考へる場合に、私は、やはりそれが国庫負担金制度が持つ保障機能が義務教育にどういう影響を与えるのか、この辺を、先ほど天笠先生がおっしゃいましたが、やはりバランスを持って判断せざるを得ないんだろうと。事実、これまでも個々の一般財源化のときには交付税等によって財源措置がされている。問題は、一般財源で措置された場合に個々の自治体でどういう議論がなされるかだらうと思っております。

したがつて、今回につきましても、共済費あるいは公務災害補償基金の経費が一般財源化されることによって義務教育の本体そのものが水準が低下することはないと必ずしもそうではないんですが、大勢はすべての都道府県教育長会構成員の総意かと言われますと必ずしもそうではないんですね。けれども、よく口で言われるよう、先ほど天笠先生からも出ましたけれども、格差が出てくる。何のよう、豊かなところはいいと思うんですね。けれども、よく口で言われるよう、先ほど天笠先生からも出ましたけれども、格差が出てくる。何ぼうちの地域の学校をよくしようと思つても財源がない、そういう自治体は本当に悲鳴を上げているわけです。子供の教育がどうでもいいというようなことを考へる地域はないわけですから、そういう点で私は、この三十四都道府県というのは、じみ出るような声だというふうに思つんですよ。

そういう点でいうと、今申し上げましたように、全国を見て、こういうふうに絞つて絞つていくと、根幹というけれども、本当に、私は大臣にも申し

上げたんですが、むいてむいて、鉛筆でいうたら  
しんだけが根幹だ、これだけでいいんだというこ  
とにはならぬでしよう、鉛筆のていをなさぬで  
しょうということを言つたんですけれども、そ  
の地域間格差ということについて、全国教育長協議  
会で論議をされて、弱いところ、難しいところと  
いうのはどういうふうに手当てをしたらしいの  
か、どういうお考えをお持ちですか。

○横山参考人　冒頭先生がおつしやつたように、  
東京都も決して財政力は豊かではございません。  
非常に困窮した状況にございます。その問題と、  
国庫負担金の一般財源化、これまで個々の要素に  
ついてはされてまいりましたが、財源としては一  
応措置をされているわけです。私どもがやはり国  
庫負担金の根幹と考えるのは、教員の給与費ある  
いは退職手当等、直接職員に支払われる給与につ  
いての国庫負担制度の堅持だろう。今回の共済費  
あるいは公務災害基金につきましては、これはあ  
くまでも雇用主としての負担金の話でございまし  
て、直接教員に支払われる支給額については何と  
しても根幹として国庫負担制度の対象とすべきだ  
ろうという考え方を持ております。

ただ、個々の自治体でいろいろ議論をしますが、  
極端に言いますと、財源措置があればいいんだと  
いう県がないことはございません。今回の一連の  
流れの中でも、地方交付税あるいは地方特例交付  
金によって財源措置をされているわけですから、  
その限りでは、個々の自治体の裁量の中でやつて  
いく範囲ではないかと考えております。

○山元委員　時間がありませんから畳みかけるよ  
うですけれども、ぜひ教育長協議会で実態を本當  
に調べてもらいたいと思うんです。

先ほど申し上げましたように、ある議会は、教  
材費や旅費やそういうものも全部復活してほしい  
と。実際に現場へ行くと、もう年度の途中で旅費  
がなくなつてしまつて、そして教育委員会の招集  
の研究会にも行けない、こういう実態もある。去  
年百三十億円の図書費をといつて交付された。け  
れども、それはわずか三分の一も図書費に使われ

ういう自治体の実態というのは、本当に義務教育を、先ほどおっしゃったように、水準をきちっと保っていくという責務があるとおっしゃるんだつたら、しつこく言いますけれども、一遍そこのところは、この流れが、将来財政論が先行してはならぬと教育長さんはおっしゃいましたから、私はぜひそこのところでの論議をして、教育長協議会としていわば行動をしてもらいたいな、こういうふうにお願いを申し上げておきたいと思います。

時間がありませんから、天笠先生、先生は経歴を見せていただくと、小学校の教諭もされた経験がおあります。そして、今教員養成の仕事をしていらっしゃる。ですから、教育の現場とそこへ送り込む教師の望ましい姿というのはよく御承知だというふうに思うんですけれども、今の教育大学、教育学部、卒業して、しっかりと義務教育を守つてこいよ、いい教師になれよ、学校はちゃんとしてやると。このちゃんとしてやるというのが施設だとかそういうことですね、条件です。そういうお気持ちを毎年お持ちですか。どういう問題点が現場にあるというふうに見えていらっしゃいますか。

○天笠参考人 やや意外な質問でちょっとあれだったんですねけれども、今の御紹介にもありますように、私自身、教員の経験を三年ほど小学校で勤めさせていただいて、その後、現在のところで仕事をさせてもらっているんですけども、私が教員になつたときはちょうど人権法の法案の成立云々という、そんな時期がありました。

それから振り返つて、今、時代も状況も随分変わりつつあるわけなんですねけれども、やはり人権法の存在というの是非常に私は意味のあるところだと思ってるんです。それは、ある意味での社会的な信頼というのの支えになつてはいるんではなかつか、教職という存在あるいは先生方の存在というの、そんな一つになつてはいるんじゃないかなうのが、そんなふうに思うわけなんですけれども。

そういう点で、私も力不足でなかなかそこまで

学生に迫れないところもあるかと思うんですけども、やはり国民、保護者の方々の信頼を確保する教師、今そこら辺のところが一番難しい状況があつて、いかに保護者の方から信頼を得るよう、あるいは関係を得るような、そういうふうなことについて力を込めて学生にメッセージを講義等々で送るということが多いります。

それから、もう一つは、昨今、教員になかなか来ない、そういう状況が続いてきたわけだけれども、それでも学生には将来教師になりたいというのがおりまして、それには励まし続けたりとすとか、しかるべき展望を与えるというふうな、そんなことを心がけております。

御質問に完全にお答えできたかどうかわかりませんけれども。

○山元委員 それぞれの職場、学校に送り出していく気持ちで先生が今おっしゃったこと、大変立派だというふうに思います。

少し具体的に申し上げますが、地方分権と財政論がある。地方分権の問題で、それぞれの地域で教育の中身をつくりなさいよ、それが教育の地域で教育環境をつくりなさいよ、これが教育の地方分権だというふうに思いますけれども、今の教職員あるいは学校がそういう自主的な力を持てるか、あるいはそういう権限があるのか。よく言われる自主編成という、かたい言葉で言いますけれども、地域に合った我が町の教育、我が県の教育というのをつくつていこうと思うと、それなりの財政的な保障も権限もあるのは時間的な余裕もないところはなかなかできぬ、馬車馬のように走るような教職員ではだめだというふうに思うんですが、今の地方分権の中での教育づくりということについてどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○天笠参考人 私は、それぞれの学校、地域に応じて独自のというか特色のある教育課程を編成し、教育を実施するというのは、基本的にはその方向というのは間違っていないんじゃないかな、こういうふうに理解しております。

ただ、そういう教育論と、それから教育課程の

そういう意味での特色ある編成論と、それからきょうここで中心的な議論になつてゐる財政の問題とがうまくリンクしていないというか、セントしていいないというか、どちらかといふとそれぞれがとかく分離するような形で事柄が動いているよう感じがしてならないわけなんです。ですから、そういう点では、教育論と、そういう意味での財政論とがうまくセットされて、そして、それぞれのところでの特色ある教育活動、教育の展開ということが望ましい状態ではないか、私はこんなふうに思つております。

○山元委員 今おつしやいましたように、やはり教育づくりと財政とがうまくリンクをしていくなくて、こういう環境でこういうことをしてやりたいたとしても、なかなかできない状況になつてゐるわけです。それに、時間的な余裕あるいは人材の確保というのはできぬ。さつき先生がおつしやつたように、先生がちよどいらつしやつたときに人材確保法ができて大きな役割を果たしたとおつしゃつた。今、財政諮問会議では、人材確保法は要らないやないか、こういう論が出てきている。ですから、根幹を守ると言ひながらも、やはり安定した教職員の勤務条件というものをつくっていくということをいうと、まさに後ろを向いているわけです。

先生が先ほどのところでおつしやつたように、危惧を感じながら苦渋の選択として賛成すると。私は、教育長さんもそうだし、大学の教育学部の先生方も、苦渋の選択で賛成でもうたら困るわけですよ。本当に日本の子供の教育というのはこういう形じゃないいかぬのだ、そういうときにはこういう権限が分権されるべきだし、こういう財政が確保されるべきだと。後ろ向いてどんどがなくなつて、うちの町は貧しいさかいに減らすぞ減らすぞといつて年度途中でもう旅費がなくなつてしまふ。人材確保といって、きちんと守るさかいにいい先生来てくださいよと、先生があいしていく探さなんらぬときもあつた。

ですから、そういう人材を確保して質の高い地域の教育をつくり上げていく保障というのは、やはり教育長や教育学部の先生方が大きな声を出していただきたいと、財務省が言う、文部省が苦渋の選択で参った、こう言うのと同じようなことをやつてもらつたら困るわけです。これはきつい言い方ですけれども、本当は、実態を踏まえただ大きな声を出していただきたいというふうに思っていますが、どうですか。

○横山参考人 私ども都道府県教育長協議会の中では、例年のように行われる国庫負担金の一般財源化という流れ、基本的には反対でございます。それはなぜかといいますと、これは高等学校教育とは違いますから、義務教育ですから、義務教育をいかに守っていくかというのが私ども教育長協議会としての使命でもございますし、個々の団体においてもやはり使命だと考えております。

基本的な流れには反対ではございますが、では、それだけ言つていて済むのかという議論も一方でございます。財源措置が何らなされないで一方的に削減をされる、これなら話は別ですが、全体の財源措置のバランスとの中で私どもとしても判断をせざるを得ないという立場も御理解をいただきたいと思います。

○天笠参考人 教育を大切にしたい、とりわけ義務教育を大切にしたい、そういう思いというの是非常に強くあります。それと同時に、やはり今のいろいろな社会のさまざま必要な要素の複合体の中に教育というのもまた存在しているんじゃないかということになりますと、教育と他の社会のものもろもの活動、もちろん経済活動とか財政もあると思ふんですけれども、そのバランスを大切にしていくということも私の立場にしたいというふうに思つております。

○山元委員 時間が来ましたけれども、ぜひお願ひをしておきたいんです。

小泉総理は、総理になつたときに演説で、米百俵という有名な話があります。何をおいても、米を食べなくとも、子供たちの教育のために学校を

建てるんだ、こう言つて、米百俵を我慢したと。それは、現場にいらつしやる皆さんも私たち議会にいる者も声を大きくなせぬといかねんだろうと思うんです。当面、きれいな町をつくるとか便利などいうのも大事ですけれども、子供たちの教育のことについてはやはり米百俵の精神だ。この間、この委員会で、あれは米百俵と違う、うそ八百や、こういう話が出たくらいにないがしろにされてい、る状況もあるわけです。

うふうに言わざるを得ないと思います。  
そこで、大変失礼な質問かもしませんが、お  
二方が今の政府・与党、小泉さんをごらんになつ  
て、本当にこの国のあるべき姿、きちんとしたもの  
のを持っていらつしやるのか、またそこにおける  
教育論というものを持っていらつしやるのか、あ  
るのかないのか、どう思われるのかをお答え願え

た。答申ラツシユ、まさにそのとおりで、議論ばかりはあつたとしても、きちんとしたその方向性というものが何も明確になつてない、こういうふうに私は思うんですけれども、横山参考人、もう一度聞かせてください。この国のあるべき形はどうでしょうか。

○横山参考人 私の立場からしますと、個々のセクションでどういう議論がなされているかといふよりも、国全体として教育についてどういう議論

先ほどからもお話をの中で幾つか出てきました。国としての義務教育の責任を堅持できる、よく中国保という言い方をします。では、私は、担保といつた場合に、お三方にお聞きしたいんですけれども、一体全体このままで、先ほど、非常に気持ちよく言つているとは思えません、容認できる範囲だとか前提を持つてなら賛成だ、こういったことで、もう手を挙げてという状況じゃないと思います。でも、これが本当に進んでいくのであれば、その

ですから、ぜひ現場の皆さんからの大きな声をお願いして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○横山参考人 私自身は、国の議論、政策にこういう場で余り口を差し挟む立場にございませんが、ただ、国レベルでの教育議論そのものは、今先生がおっしゃったように、今後の教育をどうするんだ、私自身は、中央教育審議会の中で、教育

がなされ、例えば教育をもつてどういう子供たちを育成したいのか、こういう議論がやはり必要だと思っています。

担保というのは一体全体お二方からしてみると、こういったことをもう少し担保として考え、国が義務教育としての責任を持つべきだ、この担保によっては、いうのに関して、具体的にアイデアがあつたらしく聞かせ願えたらありがたいと思います。

きょうは、お忙しい中、こういつた時間をおいた  
だきましたことに心から感謝と敬意を表させてい  
ただきたいかと思います。

私の質問をさせていただきますが、お二方の  
おっしゃられていること、また今までおっしゃら  
れてきたこと、私のとり方が違っていたら申しわ  
けございません。また、失礼なことも多少話をさ  
せていただくかもしれません、その辺は大目に  
見ていただけたらと思います。

そもそも論というか入り口論のところに私はこ  
そつてはいるところがござります。本来ならば

基本法の見直し問題も含めまして、相當な議論がなされているという認識を持つております。  
○天笠参考人 新聞、テレビ等で知り得る情報でしかありませんけれども、余り総理から教育論を聞いたということはこれまでになかった。ただ、米百俵は、あれは一つの教育論ではないか、そんなふうに受けとめております。

それで、個人ということよりも、先ほども申し上げましたように、今回のこの件について見た場合に、やはり義務教育についての将来展望とかあるのは大きな青写真とか、可かそついうものが十

か、その中で過去の戦後五十年の教育の反省の上に立った今後の教育をどうするか、どういう子供たちを教育を通して育成するのか、そんな議論は十分、かなりされているという認識はいたしております。

○佐藤(公)委員 議論はたくさんある、わかりました。では、もうこれぐらいにさせていただきましょうけれども、実際問題、私が言いたいことは、牛ほどから、教育とか地方分権とか財政議論、どれも大事です。でも、やはり大ものになるその一のプライオリティの問題、まず基本をどこに置

議論されてゐるということをおしゃいました。私は、違うテーブルで議論してゐるから國としての統一的な教育論というのが出てこないんじやいか、そんな気がしております。

今申し上げた担保の問題でありますと、実は、個々の教育をどうするかは、基本的なものは国が決め、地方自治体における自由度というのはかなり高まっております。では、自由度が高まつてゐるから、その所要財源について、交付税等の一般財源あるいは税源移譲等の一般財源で措置すればいいのではないかと、いう議論が一方にございまして、

今までいろいろな議論が教育議論ということでお出でになりますけれども、やはり政治をやつしていくに際して、きちんととした国のあるべき姿といふものを政府なり与党なりが示し、それにおける教育がどうあるべきかということを明確にしていく、その延長線上にこれが本来あるべきだと思います。

しかし、私たちがいつもも言つていますことは、一体全体内閣は、総理は何を考えているのかわからぬ、言つていることとやつてていることがめちゃくちやじやないか、一体全体どんな国にしたいたいのかということを再三にわたつて聞かせていただておりますが、総理はお答えになられていく

○佐藤(公)委員 また大変失礼な質問なんですが、先ほど横山参考人がおつしやられた、議論は見えられるけれども、私がお聞きしていすることは、結果たして総理なり内閣なり政府・与党がきちんとこういった国姿勢、形をつくりたい、その中で教育というものはこうあるべきだということがきつと見えていますかということなんですねけれども。

実際問題、議論はたくさんあります。天笠参考人の本、いろいろな記事も読ませていただきま

くかということ、それを同じテーブルの上で議論しているがために、確かに天笠参考人がおっしゃられたように、また横山参考人がおっしゃられたように、切っても切れないものであり、セット論で話をしていく、これはわかります。しかし、士もとの哲学論にもなりますけれども、どこに基本を置くのか、私はやはり教育だと思います。

まさに天笠参考人のおっしゃられた国的基本の教育というものがあつてこそ、その上に成り立つ地方分権がどの程度権限の移譲を含めてあり得るのか、その基本がないまま全部同じテーブルの上で議論してこれを進めていくというのは、私は非常に心配なことばかりになつております。

す。ただ、現実の地方自治体における予算編成過程の中では、一般財源で措置されたものと特定財源による国庫負担金で措置されたものとでは全く扱いが違うのは、これは厳然たる事実でございます。ういった意味で、かなりの地方の自主性はありますからも、個々の予算編成をある程度教育分野にのり向ける拘束性がある、この辺はやはり必要な確保であろうと考えております。

○天笠参考人 私は、やはり全体的な教育の水準の維持ということがあつて、そのところから、いいわゆる落ちこぼれしていくんでしょうから、あるいは格差という言葉になるかもしれない

んけれども、そういう状況を丁寧に診断し、そのところの底上げとか保障ということが、まず一つ大きな役割としてあるんじゃないかというふうに思っています。

同時に、もう一つは、歩むべき方向ですとか将来の展望ですか、こういうものを提示するという役割というのがやはり国にはあるんじゃないかというふうに思っています。

○佐藤(公)委員 横山参考人が、同じテーブルでではなく、別々のテーブルで議論されているからこのういうふうになつて、僕はこれは見方によつてだと思います。確かに別々になつて、僕はこれには、まさに今までのいろいろな審議会等の議論においては、もう明確に財源論ということ、これのテーブルの上ですべてが論じられているよう

な、そんな思いがいたします。

実際、横山参考人、都議会の方でもお話をされているように、実際これがまさに財政議論で行われることになつたら、やはり先々心配だ、危惧しているというような言い方をされております。実際に、だれが見たって、これが財政議論の中から出てきていること、だれも教育議論の中から出てきていることは、僕は思えません。それはそついた財政議論の中から出てきてる。そういう中で、横山参考人は、危惧しているというか心配していいる、もしくは、到底容認できないものだといふともおっしゃられています。

ですが、きょうおっしゃられていることは、容認ができる、賛成だということをおっしゃられる私は本当の横山参考人の思いと、きょうここに出てくるまでの間に考えが変わってしまったのかなという気がいたす部分があります。ここら辺がちょっと私わかりづらいんですけれども、なぜそういうきょうのお話になつたのか、もう少し詳しくお聞かせ願えればありがたいと思います。

○横山参考人 都議会でかなり教育の議論というのはさておりますが、一昨年でしたか、教育改革国民会議の中でも、教育こそ社会存立の基盤であ

るという、まさに教育の重要性を宣言をしております。したがつて、個々の自治体でどういう分野に限りある財源を振り向けるかにつきましては、私は教育というのはかなりプライオリティーの高い行政分野だろうと考えております。そういう意味で申し上げている。

今回の国庫負担金の関連で申し上げますと、やはりこれは国においても教育行政というものはプライオリティーのかなり高い行政分野だろうと思つております。そういうふうに思つたものが高いなりに保障する制度として国庫負担金制度がある。

ただ、国庫負担金制度を一般論として議論しても仕方のない話であつて、その中にいろいろな要素がございます。これまで、旅費から始まつて、これらが一般財源化されまいりました。そういう中で、先ほど来申し上げているのは、義務教育を守る国庫負担金の根幹と申し上げています。

私どもが教育長協議会の中でも議論しましたのは、その根幹というのはやはり直接教員の待遇に関するもの、今回の共済費、あるいは公務災害補償については、これは雇用主としての義務的な経費ですから、それについてはやはり現下の状況、あるいは地方と国の役割分担ということを考えれば、容認できる範囲ではないかというふうに考えて、いるわけでございます。

○佐藤(公)委員 私は横山参考人が今おっしゃられたことはわかります。まさにその具体的な政策策について、これは行動ということに関しては、教員の給与もしくは行動ということに関しても、教員の給与もしくは行動ということに関しても、教員の給与もしくは行動ということに関しても、教員の給与もしくは行動

る。その根幹が見えない、わからないのに、これをやつたってしようがないじゃないかと思う部分があるんですね。

実際問題、根本論の話、これはもう長い時間がかかるでしまいますので、最後にもう一点だけお聞きしますけれども、本来は今回の手をつける議論でいえば、より違うところをカットしなきゃいけない。根幹という部分、プライオリティーをきちっとつけ、義務教育、教育が大事であるのであれば、極論からいえば、公共事業を削減する、削減することがほかにあるじゃないか、なぜそれを先にせずして教育から手をつけるんだ。これはもう哲学も基本もないままで進んでいます私は思います。

最後に、そういうことに関しての、ほかにやるべきことが先にあるのになぜやらないんだというふうにお思ひにならるんだったら、この場で強く主張されて、いたい結構だと思いつますので、お願いをいたし、私の質問は終わらせていただきますので、お一人一分程度ずつお願ひしたいと思います。

○横山参考人 財政論からいますと、国、地方あわせて国家財政の一翼を担うわけでございます。そういう中で、今回の見直しそのものが、今先生がおっしゃったような行政分野の振り分けといふよりも、地方と国の財源配分の一つとして、特定財源にするのか一般財源にするかという話だろうと私自身は認識しているわけです。今回、財源措置が全くされなければ話は別ですが、そういった地方と国の財源配分の一つの考え方として出されてきた、その点については容認し得るといふことがあります。

○天笠参考人 人を育てるということ、あるいは方策が、今回根幹として給与という部分が出てくるという考え方、その大もとがわからないから、意だつたんじゃないかというふうに思つております。ところが、いつの間にか、我々が豊かになつたんだつたというんでしようか、比較的短い間に次々

たところで、それが非常に見失われつてあるんじゃないかというふうに思います。これをもう一度我々は、合意形成というんでしようか、コンセンサスを確立していくことをもう一度しなければいけない、そんなところではないかと思つておられます。

○佐藤(公)委員 時間が来ましたので、どうもお二方ともありがとうございました。

○古屋委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党的石井郁子でございます。

参考人としてきょうはおいでいただきまして、心からお礼申し上げます。

先ほど意見陳述を伺いました、お二人共通されて義務教育の重要性、またその水準の維持向上のためにも義務教育費の国庫負担制度というのは堅持されるべきであるということを強調されたといふふうに私は受けとめまして、聞かせていただきました。

それで、まず天笠参考人に伺いたいと思うんですけども、文科省に公立学校教員の給与制度等に関する検討会議が置かれておりますけれども、その委員もしていらっしゃると思うんですが、そういう立場からもきょうはおいでいただいたのかなというふうに私は理解しております。

そこで、この検討会議はどういう議論がなされてきたんでしょうか。また、義務教育費の国庫負担制度の削減についてここでも議論があつたのかどうか、またその論点は何だったのか、お聞かせいただければというふうに思います。

○天笠参考人 私、今お話をありましたメンバーの一人ということにさせていたいのですが、この間の私なりの印象としては、論点がはつきりするまでに至らないというんであります。ところが、いつの間にか、我々が豊かになつたんだつたというんでしようか、比較的短い間に次々

と、ある意味では私の視野の外と言つてもいいか  
が提起され、その状況がどういうことであつて、  
それについてどんな意義があるかとか課題がある  
かとかといふうな形の情報を中心としていただ  
く。もちろん、それについては少しそれについて  
の印象とかコメントを加えるわけですが、それも、  
論点としてそれを詰めていくような議論の展開が  
そこまであつて、この状況に対してもう少しそれについて  
なことで詰めていくのかどうなのかというところ  
まではなかなか詰め切れなかつたというのが私の  
印象であります。

○石井(郁)委員 セっかくそこまでお話ししただ  
きましたので、もう少し伺いたいのでござります  
けれども、今、義務教育費国庫負担制度の問題で  
すから、特に給与費の問題について、これをどう  
いうふうに考えていくのかとか、どういう問題性  
があるのかとか、そういうようなことについての  
議論というのはあつたんでしょうか。

○天笠参考人 私の認識ですと、給与費はどう  
あつたらしいかというふうな議論ということよりも、  
むしろ、国庫負担制度についてこういう見直  
しの議論があつてと、それは資料等々にもまとめ  
られているところかと思うんですけれども、そ  
ういう形での情報の提供というんでしようか、資料  
の提供があつたというふうに思つておりますし、  
ですから、給与費云々についての詰めた議論がそ  
こで行われたというふうには私は認識しております  
せん。

○石井(郁)委員 引き続きまして、これは天笠参  
考人にお伺いしたいと思うんです。

この点は共通している点でもあるんですけど  
も、今回の法改正で国庫負担制度の根幹が維持さ  
れたというのは、当委員会でもいろいろあること  
ですけれども、先ほども、根幹が維持されている  
ということございました。

しかし、削減対象は、共済費長期給付に要する  
経費、公務災害補償基金負担金等の経費でござい  
まして、今後も退職手当や児童手当も削減対象だ

と。当初、文部省から五千億円という巨大な額が示されたわけですけれども、義務教育の真の根幹ではないから削減する、根幹は守つたと。では、一体その義務教育の根幹というのは、国庫負担制度の根幹というのはどういう範囲だというふうにお考えでしようか。

○天笠参考人 私は、直接的には、少なくとも先生方の給与の二分の一負担というんでしょうが、そういうふうに思つております。ただ、諸手当等々というのも当然そこにはかわってくるかと思うんですねけれども、そういうふうにまずは受けとめているというところであります。

○石井(郁)委員 横山参考人にも、この点ではお話しただければと思いますが、義務教育の国庫負担の根幹という問題、根幹というのは何ですかということをお聞かせください。

○横山参考人 先ほども申し上げましたが、個々の自治体における予算編成過程の中で、一般財源措置というのは、非常に裁量権の強い、ある意味ではゼロから百まである世界でございます。そういう財源で義務教育の所要経費が担保された場合には非常に不安定なものになつてしまふ。したがつて、私自身が財政論的に言う根幹というのは、義務教育が、ある程度地方自治体における拘束性の強い財源で措置をされることだと考えております。

○石井(郁)委員 では、引き続きまして、横山参考人に伺いたいと思います。

今回、各自治体からは相当の要望書や意見書がこの問題については出されまして、私どもにいただいた文部省の資料では、要望書を出されている自治体は二十八、意見書が十三でございますから、ほとんどがこの問題で意見が寄せられたということなんですねけれども、特に東京都の場合、東京都の意見書を見せていただきますと、都は交付税不交付団体ということで他の道府県と違うと。定員定額方式で国庫負担金が算出されるために、他の道府県における定員実額方式で算出した場合に比べ国庫負担金が抑制されている、特に退職手当に

については現状でも四割抑制され、今後退職者の増大に伴い抑制額も大きくなる、都財政に負担をかけるということが述べられていましたかと思います。この点、先ほど、不交付団体にも特例が認められてということをちょっと何か触れられたように思つてますけれども、そのことをもう少し詳しくお話をいただければと、そういうことが一点でございます。

あわせて、もっと広く、この意見書の中でこのように主張されていらっしゃるわけです。「国庫負担金は、国と地方との役割に基づき、地方公共団体の財政状況いかんにかかわらず、国が支出すべきものである。したがって、この義務教育費国庫負担金の減額措置を通じて財源調整を行なうことは、国庫負担金の趣旨に反するとともに、国と地方との間の財政秩序の確立という観点からも適当でない」というふうにございます。

私もそのとおりだというふうに思つていますし、今回、退職手当も国庫負担金の対象から外すというのは全く論外だというふうに考えておりますので、東京における教育財政の立場もあるでしょうし、先ほど来議論の、根幹を維持するという立場からの国の財政負担のあり方という問題、この点での御意見をお聞かせいただければというふうに思います。

○横山参考人 私どもも毎年度、国に対しまして予算編成期に要望活動を行つておりますが、その際、義務教育にかかわるものとしては「一点ございまます。第一点目が、従来のような国庫負担金的一般財源化に対する反対の要望活動でございます。もう一点は、現状の国庫負担金制度の中で、他県に比して、交付税不交付団体であるがゆえに削減をされている経費がございます。

具体的に申し上げますと、交付税不交付団体を理由とする財源調整は、特に退職手当は百八億でございますが、義務教育費国庫負担金で合わせて約百二十二億、これは通常の国庫負担金の財源調整でございます。

財源化に伴いまして国庫負担金が減になる金額は、これは東京都ですが、百四十三億でございます。して、現在総務省が考えておられます地方特別交付金、これの算定方式によりますと、人口按分比率でございますから、合わせますと、四十億が東京都の持ち出しになる、単独負担になる、こういう計算でござります。

○石井(郁)委員 後段の部分で、今後、退職手当なども国庫負担から外すということがござりますので、そのこともちょっと御意見を伺いたいと思います。

○横山参考人 先ほど来申し上げていますように、私どもは、国庫負担金制度の持つ義務教育の保障機能の根幹が、やはり教員に直接支払われる給与あるいは退職手当であろうと考えております。

だから、退職手当を全額一般財源化することについては、これは相当、四十七都道府県挙げて大変な強い反対の意向表明がある、反対を表明するだらうと思つています。

○石井(郁)委員 今、自治体というか地方では、教育について取り組みが進んでいる面が随分あると思うんです。その一つが三十人学級の単独実施ということになつていると思うんですね。もうかなりの自治体で、当初は小学校一年とか中学校一年からということですけれども、順次進めていくという方向でなつてゐるわけです。

私ども、国会で三十人学級法案というのを野党で提出したこともありますて、与党の否決に遭つてゐるわけですねけれども、同時にそのときに、地方でもできる道が開かれたということがあつたかと思うんですが、しかし、何しろ地方単独での措置ですから、いろいろ教員の給与その他で大変な御苦労を地方がされているという状況だと思うんですね。

だから、私どもは、そういう点で、今、教育改革ということを言つてはいますけれども、本当に地域あるいは親として教師や子供たちを含めて

願っている、真っ先に教育の諸条件の整備ということを言うと、そういう三十人学級は、少なくとも、世界からおくれている状況ですから、ますますからやりたいというのは、私は、本当に大きくな流れてきているなとうふうに思っているんですね。

だから、そういうことからしますと、本来、国というのは、そういう流れを促進させるというか支援をするという立場に立つべきだと思いますけれども、まさに今回議論にあるように、国の方は対して冷や水を浴びせかけるようなことになつて予算を減らす方向ですから、本当に地方自治体にいるわけですね。

だから、そういう点では、もつともつと国としてそういう本来の教育予算をふやすという、そう言えば当然だれでも賛成できるという話ではあるかもしれませんけれども、今進んでる地方自治の希望等々がございましたら、お一人にそれぞれお聞かせいただければというふうに思います。

○横山参考人 東京都を例にとりますと、今東京都が進めております義務教育における教育改革の方向は、少なくとも住民とこれまで閉ざされた学校の関係をどうやって開いていくのか、私どもが強力に進めておりますのは、学校評議員制度も含めて、開かれた学校づくりが最大の眼目で現在進めています。

それから、今先生がおっしゃった三十人学級については、確かに全国的に見れば少なからずそういう趨勢があることは承知はしておりますが、東京都は三十人学級を実施する方向はございません。

それは理由がございます。単にそれは財政論だけではなくて、やはり学校というのは、教科活動としての学習集団、あるいは生活集団といいますか、ある程度の人数の中で、集団の中で教育効果を得ていく、そういう生活集団としての学習効果があるだろう。その生活集団としての学習集団を

考えた場合は、私どもは必ずしも三十人が適正規模だとは考えておりません。

一方で、教科学習につきまして、基礎、基本を定着させていく、これもまた必要でございます。

これは、現在文部科学省が進めております義務教育職員定数改善計画の中で少人数学級の加配が行わされておりまして、それを利用させていただき

て習熟度別の少人数学級を実証して、基礎、基本の定着を図つて、そういう実態がございます。

必ずしも、三十人学級を一律に標準法上設定することは、私どもは賛成いたしかねるという立場でございます。

○天笠参考人 私は、三十人にはすれば教育がよくなって、二十人にすれば云々という、そのところからもう少し発想をやわらかくしていってもいいんじゃないかというふうに思つております。

いとか、こういうことがそれぞの学校でそれぞれに応じてできるような、こういう学校をつくるということがあつしろ私は大切なんじやないかといふふうに思つております。

ですから、そういう点で、学級の数だけが前に出てきて、そこだけで議論しちゃうよりも、むしろ学校としてどういうふうにやわらかく、そして折に応じてできるのかどうか、そういうふうなところを詰めて、いかたいいな、こんなふうに思つております。

以上です。

○石井(郁)委員 時間が参りましたけれども、きょうは、たまたま東京都の教育長さんでいらっしゃつたり、また今教育理論で一つの御理論を

持つていらっしゃる方ですけれども、全国的には、とにかく三十人学級というのはもう相当な数になつてきてるんですよ。ここにやはり国民の願いがある。また、良質の教育とか教育の水準を上げるということについて言うと、やはりその最低

の条件はつくらなきやいけないというふうに私は考えておりますということを申し上げまして、終わらせていただきます。

○古屋委員長 山内惠子君。  
はお二人の参考人、お忙しい中おいでいただきまして、ありがとうございます。

私は小学校の現場に三十年勤めておりまして、東京の財政は全国一よいというふうに思つてました。それが、北海道出身ですから、北海道からもそれから他県からも、今回の国庫負担、このような形で、私は北へやられたという意味では、学校の条件整備に対することは反対だという声が本当にたくさん来ておりました。東京も大変楽ではないというふうにおっしゃられたという意味では、学校の条件整備は本当に大変だらうなと思います。

その中できょう私がお聞きしたいのは、恵まれない子供の教育保障をどのようにやつていらっしゃるか。例えば、私が胸を痛めましたのは、学級で給食費も払えない子供の実態というのが大変多くありましたので、東京都なんかはどうなんでしょうか。

それから、障害児の子供たちが普通学級に学びたいという声も随分あるんですけども、お一人引き受けようと思うと、車いすの子でそんなに重い障害ではないとしても、バリアフリーにするのは大変ということが学校現場でいつも話題になりましたので、東京都はそのようなことをどのようになさっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○横山参考人 生活困窮の児童生徒に対する、特に保護者の方に対する措置ですが、今具体的な数字的な資料は持つておりませんが、かなり東京都の裁量の中での対応措置はとつております。何が何でも徴収するというような姿勢は持つております。

○山内(惠)委員 ありがとうございます。

本當はここのところもいろいろお聞きしたいと

ころですけれども、本当にどの自治体も、何かしら介護員の話であるとかそういう問題の、都道府県としての、東京都としての対応は現在のところとつております。あくまでも設置者たる市町村教委の判断によつてなされているというのが現状でございます。

ただ、障害者の方を受け入れたがゆえに、例えば介護員の話であるとかそういう問題の、都道府県としての、東京都としての対応は現在のところとつております。あくまでも設置者たる市町

せん。  
それからもう一点は、普通学級への障害児。

先般、國の方で、協力者会議ですか、その中でそういう方向が出されまして、現在も、例えば普通学級に障害児の方を受け入れる学校は個々にござりますが、直に申し上げまして、かなり設置者である市町村の負担が増大していること、これは事実でございます。そういう方向性が國としての流れであるならば、やはり設置者たる市町村の財政負担にこたえるような何らかの対応策というのは必要ではないかと考えております。

○山内(惠)委員 今の最後のところをもう少し具体的にお聞かせいただけませんか。全国の学校でのことは苦労していると思いますので、何らかのことは苦労していると思いますので、何らかの部分をもうちょっと詳しくお聞かせいただけます。

○横山参考人 実は、普通学級に障害者の方を受け入れるその判断は、個々の区市町村教育委員会が判断をいたしております。当然、区市町村、行政全體の中で、それに対する財政負担の対応をどうするかというのを考える話でございます。それに対する東京都としての支援要望というの是非常に強いものがございます。現段階で、東京都として支援をする、あるいは、例えばバリアフリー化について施設整備費的な施設補助をするということはござります。

ただ、障害者の方を受け入れたがゆえに、例えば介護員の話であるとかそういう問題の、都道府県としての、東京都としての対応は現在のところとつております。あくまでも設置者たる市町

村教委の判断によつてなされているというのが現状でございます。

○山内(惠)委員 ありがとうございます。

本當はここのところもいろいろお聞きしたいと

ころですけれども、本当にどの自治体も、何かしら介護員の話であるとかそういう問題の、都道

府県としての、東京都としての対応は現在のところとつております。あくまでも設置者たる市町

村教委の判断によつてなされているというのが現

状でございます。

○横山参考人 生活困窮の児童生徒に対する、特

に保護者の方に対する措置ですが、今具体的な数字的な資料は持つておりませんが、かなり東京都の裁量の中での対応措置はとつております。何が何

でも徴収するというような姿勢は持つております。

それは理由がございます。單にそれは財政論だけではなくて、やはり学校というのは、教科活動としての学習集団、あるいは生活集団といいますか、ある程度の人数の中で、集団の中で教育効果を得ていく、そういう生活集団としての学習効果がある。また、良質の教育とか教育の水準を上げるということについて言うと、やはりその最低

を持ちながら、きょうの質問をさせていただいて  
います。

それでは、天笠参考人にお聞きしたいと思いま  
す。

現在、合併問題が起っている三千二百余りの市町村は、福祉、教育、医療等のセーフティーネットに必要な財政に苦慮していると思います。地方公共団体が経済が疲弊している中で、今回の義務教育費国庫負担の問題の本質がどこから出てきたものとごらんになつてゐるか、お聞かせいただきたいと思います。

○天笠参考人 やはり私は、これは日本の財政が大変危機的状況にあるという、そこから出てきているのではないかというふうに思います。それともう一つは、地方分権の推進というんでしようか、というのも一方において流れがあると思うんですけれども、こここの二つがセットされて、そのセットされた方向が義務教育の負担の制度の見直し、そういう方向に来たところがあるようやく思ひ

ましても、そういう積み上げ方とか展開の仕方とかして、いくよりも、もう少し、先ほど来申し上げていますけれども、義務教育の将来的な展望という中でもう一度この負担の制度の問題というのはしっかりと位置づけ、議論し、検討すべきではないか、こんなふうに思っております。

○山内(憲)委員 本当にこここの部分なんですよ。私も、これは財務省がそもそもこのきっかけですね。私から見れば、増税への地ならしなのかなというの口火を切ったたというふうに思っているんです。そこまで思つて見ているんですけども。

先ほど、やむを得ない選択というふうにおっしゃつたんですね。そして、苦渋の選択だともおっしゃつたので、そのところをもう少し詳しくお聞かせいただけないでしようか。

---

然、そういうことにして、教育というのは、ある限られた分野の中で完結できるものじゃなくて、いろいろな子供とのつながりの中でも支えられ、

子はますますその差が開いていく現状があるという状況なんですが、それに加えて、今度は皆各自が。

○山内(恵)委員 ありがとうございます。

教育というのは、特に義務教育というのは、いろいろな形で子供たちの教育、社会が子供を育てるということもあります、公教育として

の義務教育ということを考えるとき、やはり一人の子供の、今おっしゃつたように、親の財政に関する

子供の教育をすることが労働力の再生産でもありますし、この社会を担っていく一人の人間として育つていかなければならぬということもありました。しかし、このままでは、子供たちが社会に貢献する力がなくしかりと教育をされる権利というようなことを保障していくなかちやならないのが公教育だと思うんです。

育ということと、この財政にかかわって、先生の問題があると思うんですけれども、とにかくそれをもう一回御意見をいただけませんでしょうか。

それがそれぞれ分離されるような形で議論されながら、なんですかれども、将来の社会に向けてそれらが一つ一緒になつて議論され、積み上げられていく、ということは大切なことやないかというふうに思つております。とかく、それぞれがそれぞれをして言つていることが、難しい状況をつくり出しているところがあるんじやないかと思つております。

○山内(恵)委員 時間がなくなってきたんですけど、國の財政破綻が今回の問題を生み出して いるとしたら、やはりもう一度ここのことろは考え直す必要があると思うんですね。今までどおりだまされただめなのか。その意味でいうと、財政破綻の部分を、どの分野で先にもう少し削るべきところがあるのであるのではないかという提言を、お二人から

○横山参考人 確かに、国の財政も厳しい、地方自治体の財政も厳しい、そういうた財政の厳しいの中だけで今回の問題が出てきたという理解はいたしておりません。あくまでも、先ほども申し上

を持ちながら、きょうの質問をさせていただいています。  
それでは、天理参考人にお聞きしたいと思いま  
然、そういうことにして、教育というのは、あ  
る限られた分野の中で完結できるものじゃなく  
て、いろいろな分野とのつながりの中で考えら  
れます。

子はますますその差が開いていく現状があるという状況なんですねけれども、それに加えて、今度は皆層各差。

例えば、おうちへ帰れば、ピアノがある、プレーするなども大きくなります。公教育として

ルに練習を行ける、そういううちの子供、それから、ステレオがおうちにあつて音感が本当によくの義務教育といふことを考えるとき、やはり一人の子供の、今おつしやつたように、親の財政に関する

小さいときから育つた子と、母子家庭で、今回も母子家庭に支払われる児童扶養手当が削減ということなど打ち出されているんですけども、本当に道を歩きながら百円玉が落ちていないかと思つて親と子と話してきたという子供が私のクラスにもいたんですねけれども、それに加えて、今回係なくしつかりと教育をされる権利というようなことを保障していかなくちゃならないのが公教育だと思うんです。

子供の教育をすることが労働力の再生産でもありますし、この社会を担つていく一人の人間として育つていかなければならぬということもあります。

は地方の財政格差が加わるダブルパンチになつてくる。生まれた星が悪かったのかと思うくらい仕方がないことなのかという声まであるんですけれども、そのことについて、改めて先生の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○天笠参考人 先ほどの階層云々ということは私も聞いております。それは、私の立場からすると、

○天笠参考人 そういう点では、先ほど来私が申し上げましたように、教育の問題と、それを持支え育てていく財政の問題と、それから、その中には当然財政の問題とがあると思うんですけども、とにかくそ

一つの学説というふうな形で受けとめさせていた  
だきたいというふうに思います。  
それと同時に、今御指摘のあるような、親の経  
済力が子供の将来を規定していくというふうなそ  
ういう社会というのは、将来の社会の活力を維持  
していく上においても、やはり検討しなければい  
けない点がすごくあるんじやないかというふうに  
思つております。

それがそれぞれ分離されるような形で議論されがち  
なんですかれども、将来の社会に向けてそれらが一  
つ一緒になって議論され、積み上げられていくよ  
うなことが大切なんじやないかというふうに思つ  
ておられます。とかく、それぞれがそれぞれと  
して言つてることが、難しい状況をつくり出して  
いるところがあるんじやないかと思つております。

○山内(恵)委員 時間がなくなってきたんですけど、國の財政破綻が今回の問題を生み出してゐるとしたら、やはりもう一度ここのところは考  
え直す必要があると思うんですね。今までどおりでなぜだめなのか。その意味でいうと、財政破綻の部分を、どの分野で先にもう少し削るべきところがあるのでないかという提言を、お二人から

ですから、繰り返しますけれども、やはり親は親、子は子、そしてその子に大きく成長してもらうような、そんな社会全体の支えというのを目指してつくり出していくことが我々の受けとめるべき課題だというふうに思っております。

○横山参考人 確かに、国の財政も厳しい、地方自治体の財政も厳しい、そういう財政の厳しさの中だけで今回の問題が出てきたという理解はいたしておりません。あくまでも、先ほども申し上

げましたが、国と地方の役割分担の中で、財源配分を特定財源にするのか、一般財源にするのかと、(明日は吉野で)、つけておき。

いふ側面は結構大きいけれど、それより、もう一つの側面は、教育の根幹を守るという点で、先ほど申し上げてある義務教育の根幹を守るという点では、その地方自治体に

おけるある種裁量だけに任すような財源措置ではまずいのではないか、そういう趣旨でございまして、今回が財政危機だけで問題提起をされている

○天笠参考人　目指す将来の社会像というんで  
　　ような理解はいたしておりません。

そういうものの中ではこれには考へていかなければいけないんじゃないかと思つています。ですから、

特定のどこかを切り詰めるとか特定のどこだけだ、そういうことじやなくて、やはりこの先の社会ということを我々は展望しながら、それを描き

出しながらこの問題に対処していくということが  
大切なんじやないかと思つております。  
「ヨウジヤマモト」 うぶ シーラズ ミニコ。

○山内(黙)委員 ありがとうございます。  
本当に、私たちの社会がどんな教育に力を入れ、そしてこの経済が疲弊している社会を希望あ

る社会に変えていくかということは、私たちも国會での論議を十分にしていく必要があると思います。

さようは大変貴重な御意見、ありがとうございます  
ました。

〔古屋委員長　以上で参考人に対する質疑は終了〕  
いたしました。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいた  
だきまして、まことにありがとうございました。  
委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げま

す。  
午後一時から委員会を再開する」ととし、この祭、木島、こまます。

志いだし三

午後一時一分開議

○古屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省初等中等教育局長矢野重典君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○古屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山元重典君。

○山元委員 民主党の山元でございます。

義務教育国庫負担制度の問題について大詰めに来ているわけですけれども、そのお尋ねをする前に、今大変問題になつております、大きく盛り上がり将来の大きなりようを決めることがだとうがつっているという感じがいたしましたけれども、外国人学校の生徒の大学入学資格の問題、これは日本文部行政の名譽にもかかわることですし、やはり将来の大きなりようを決めてお尋ねをふうに思いますから、少し時間を割いてお尋ねをしたいというふうに思います。

つい先日ですが、七日付の新聞で、こういう記事が大きく出来ました。「文部科学省は六日、英米の民間評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールの卒業生だけに資格」大学入学資格ですが、「付与する方針を正式に表明した。今月末に省の告示を改正し、来月から施行する。」こういう新聞が出たわけです。即ち、当該の民族学校の皆さんや、あるいは多くの人たち弁護士さんもありましたし、国立大学の教職員の皆さんもおりましたけれども、瞬間に火がついで、大きな盛り上がりが出て、これはおかしいということが出ました。

国内に多くある、アメリカ、イギリス系だけじゃなしに、例えばブラジルも排除されているし、台灣やあるいは中国、朝鮮の学校が排除されて、たゞ十六校だけが認められた。これは新たなものでした。

○遠山国務大臣 昨年三月に閣議決定がございましたして、それは規制改革推進三ヵ年計画でございまですが、そこにおきまして、「インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する。」とされておりまして、それに対応するために、先日、対応案を中央教育審議会の大学分科会の方にお諮りをし、公表したところでございます。

ただ、対応案は、一応案としてそのとき出したわけでございますが、まだ決めていないわけでございまして、その新聞の書き方は決まつたかのように書かれているようでございますけれども、これは今もまだパブリックコメントに付しておりますとして、決めていないというところでございます。それについても、その対応案でどういうふうに考えたかという御質問でございますが、そういう大学への入学の機会を広げるという場合には、どこに出たかということが問題になるわけでございまいますが、その場合に、国際的な評価機関によって認定を受けている外国人学校を卒業した者について入学資格を認めるということの案になつてゐるわけでございます。これは、各種学校とかいろいろな学校類似の施設の認定につきましては、客観的な第三者評価機関の評価を用いるというのが国際的な行き方だと思っております。

そんなようなことで、認定機関で、しかも国際的な評価機関として認められているところを用いたら、たまたまそういう結果になつたということをございまして、当初から特定の外国人学校を除いて検討したものではございませんで、その対応案では結果的にアジア系の外国人学校が含まれないこととなつたわけござります。

ただ、この点についてさまざま御意見がある尋ねしたいと思います。

ことは承知いたしておりますし、この対応案につきましては、先ほど申しましたように、現在、パブリックコメントを実施しているところでございまして、そういったことも踏まえて、まだまだ時間もございますので、十分検討してまいりたいと思います。

○山元委員 それでは、なお言いますけれども、朝日新聞ですよ。大きな記事で、「正式に表明した。」と、「正式に」という言葉を使ってある。中央教育審議会分科会に提示をした。ついでに言うと、そのときに、これは「外国人学校を区別して扱う形となり、在日朝鮮人や民族学校関係者の間には『さらなる差別だ』との反発が強まっている。委員の人からもそういう意見が出た。そうすると、今の大臣の話を聞いていると、これは誤報ですね。

けれども、大事なことは、それからずっととたくさんの人たちが意見を言つてることについて、これはもう単に国内の小さな施策の問題と違つて、日本の教育のありよう、外国からも評価をされる、そういう大きな問題なんです。

ですから、大臣が今、パブリックコメントを求めている、あるいは、調べてみたら、一つの基準を当てたら十六だけだった、それが無責任だと思ふんです。こうやって内外に出ていく問題については、大臣としてきちんと、こうあるべきだ、結果的に十六というのがわかつた、これでは大変なことになる、これは日本の教育としては間違ったという判断を大臣みずからがされなきやならぬ問題だと思うんです。そうしたら、こんなに大きくはならぬと思うんですが、どうですか。

○遠山国務大臣 先ほどもお答えいたしましたように、学校といいますかある組織について、それが学校としてふさわしい学校といいますか、資格を認定するのにふさわしいかどうかということについては、第三者機関というものの判断を仰ぐのがこれまでの行き方でございます。

これまでも、大学入学資格につきましては、バカロアの制度を使って、これは国際的なバカロア

レアでありますとかフランスのバカラアでありますとか、あるいはドイツのアビトゥア、そういう資格試験を通った人については、どの大学でもこれは認めることでございまして、そういう問題につきましては、国際的な認証の方というものを使っていくというのがこれまでの行き方であったわけでございます。

ついて懸念をして、そして改善するようなどいう勧告を出している。

国連人種差別撤廃委員会も、これは一昨年の三月ですから、つい最近、このときにはまだ大臣になつていらっしゃらない、前ですね。けれども、ここのことでは、「委員会は、」差別撤廃委員会ですね、外国籍の子供に関して、初等教育及び中等教育が義務教育となつていない、こういう懸念を表明して、「権利が保障されるように確保する

われてこざいますけれども、確かに、私がいたしましても、結果的に、アジアの関係の学校といいまますか、各種学校ですけれども、それが全部漏れてしまうということになるのはいささか、これは、できるだけ意欲と能力のある人たちは受け入れていくということから考えまして、今後、もう少しよく検討して、何か理論的にも筋が立つて、なおかげで、いろいろな御意見のあり方とというのもよく聞きわめながら検討していく問題だなどと思つていいます。

もちろん、告示の前まではいわば意思決定までのプロセスでございますので、一つの考え方をお示しして、今パブリックコメントに付している、そういう段階でございます。

○山元委員 時間がありませんから一々なんですが、端的に言つて、文科大臣としてお考えが浅い。

今までずっと、例えば私の手元にある、国連のさまざまな機関が朝鮮人学校問題に関する勧告をしています。

例えば、大分前の九八年にも、児童の権利に関する、「子どもの権利条約」にかかわっての勧告も出している。「コリアン出身の児童の高等教育施設への不平等なアクセス、及び、児童一般が、社会の全ての部分特に学校制度において、参加する権利を使用する際に経験する困難について特に懸念する。」だから、そういうことについては「排除されるよう勧告する。」これは子どもの権利条約の委員会からの勧告です。

**○遠山国務大臣** 確かにそういう国際的な視点と、いうのは大事でございまして、この点に関して申しますれば、例えば児童の権利に関する条約、經濟的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、これはA規約でございますが、ここにおきましては、「能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。」が規定されておりますが、これは、従来の大学入学資格につきましても、これに反するような取り扱いとはなつております。また、国際人権規約B規約におきましては、人種等によつて差別してはならない旨が規定されているわけでございますが、これも、従来の大学入学資格についても、これに反するような取り扱いとはなつていないのでございまます。

について懸念をして、そして改善するようなどいう勧告を出している。

国連人種差別撤廃委員会も、これは一昨年の三月ですから、つい最近、このときにはまだ大臣になつていらっしゃらない、前ですね。けれども、ここのことでは、「委員会は」差別撤廃委員会ですね、外国籍の子供に関して、初等教育及び中等教育が義務教育となつてない、こういう懸念を表明して、「権利が保障されるように確保するよう勧告する」と。

国際人権規約、これも国連の規約人権委員会、これもはつきりと「当該学校が補助金その他」、民族学校がですね、「補助金その他の財政援助を得られるようにする」と、及び、当該学校卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告する」と。

これは、国際的にこういう判断が示されているんですよ。ですから、大臣が、「一つの物差しを当てる、十六、どうだろうか、パブリックコメント」を求めているんだ、中央教育審議会にお尋ねをしているんだ。私は、言葉は適切でないかも知れぬけれども、大臣としてはもう少し深く考えていただきたかったというふうに思うんですが、こういう国際的な動き、どうお考えですか。

先ほども申しましたように、この点につきましては、入学資格につきましては、平成十一年には、十六歳以上であればそれでも大学入学資格検定の受検ができることとしたことを初めといたしまして、これまで段階的に拡大を図つてきているところでございます。今回の案も、昨年の閣議決定に沿つて、あるいはそこで要求されたものについて、一つのステップとして対応案が作成されたところでございますが、これについてパブリックコメントを求めているということで、いろいろな御意見も踏まえながら、さらに十分検討していくたいと考えております。

○山元委員 大臣、重ねて言いますけれども、十六校を選びましたがどうでしようかというのは、やはり深くないとやっているんですよ。こういう国際的な批判だけではなしに、あるいはこれは常識、良識というかもしれません。国内だって、それが出了途端に、明くる日の新聞の社説は、各紙たくさんあります。民族学校外す理由ない、見出しだすよ。朝日は「大学の受験資格を認めよ」「民族差別で門戸閉ざすな」。

こういう日本の世論、良識も、国際的な良識も、やはりしっかりと踏まえる必要があるし、そして、今こういうふうに出てきたら、大臣は、これはやはり国際世論から考えても、朝鮮の子供たちのことを考えて、ブラジルの人も、三十万人今入って、その子供たちは大変難しい勉強の仕方をしているわけです。

朝鮮学校のように古い歴史がある、私も、若いときにそういう学級を担任したことがありますよ。その子たちが、どのように差別をされながらも屈しないで勉強がしたいという思いを持つているか、私はよく知っています。そういう人たちを、今、厳然と、十六校だけは三つの機関があるからいいんだ、そんな規制緩和はないでしょ。これは規制緩和と言わない、新たな差別だというふうに思いますよ。

ですから、一遍パブリックコメントに出してあるけれども、きょうここですぐ撤回を宣言するわ

けにもいかぬだらうけれども、撤回をして再検討する、きつちりと再検討する、国際的な常識にもあるいは日本の国内の世論にもたえ得るきちっとした検討をしますということについて、どうですか。おっしゃっていただけませんか。

○遠山国務大臣 先ほど来申しておりますようすに、今、いろいろな御意見を踏まえながら、しかし、制度として論理的に説明できるような方途も考えながら検討してまいります。

○山元委員 それではだめですね。

河村副大臣が一月に、いろいろの新聞にお名前入りでコメントが出ているんですね。前向きに検討するということをおっしゃっているんです。やはり、この問題については、本当に将来に禍根を残します。外国から日本へ来ている子供たちが、将来、例えば日本とアジアとか、日本とブラジルのかけ橋になろう、日本という国はいい国だたということがきっちり胸に入つて、そしてかけ橋になつてくれるか。あのときにはり差別をされたと。親は一生懸命になつて税金も払つているんですし、日本の法律を守つているんですよ。そういう子供たちが一緒になつて勉強したいというのを、決定的な差別とも言えるようなこういう差別をしてはならぬということについての理解をして、大臣、本当に積極的に検討をしてほしい。ここで、私は、あれは一遍中央教育審議会へ提示したけれども、撤回してもう一遍検討し直し、出直しますと言つてほしい。

けれども、さつき、ちょっと難しいみたいなことをおっしゃるから、河村副大臣、さつきの、最初の方の、一月六日でしたか、一月十七日ですか、このときのお気持ち、これも新聞が誤報なのか、一遍ちよつと、どういうお気持ちでいらつしやるか。

○河村副大臣 さきに朝鮮人学校の皆さん方も書面を添えて私のところへお見えになりまして、私は、インターナショナルスクールについて広く考えたたらどうだという闇議決定等も踏まえて考えたときに、これは別の要請もあつたわけですね、企

業誘致とかいろいろな要請もあって、日本へ来たとき子供たちがきちっとした教育を受けられるよう、それでないと諸外国の企業も来づらいんだというようなこともあるって、それを受けて私も、これは朝鮮人学校の皆さん方についても、それは韓国、台湾、中華民国もありますが、やはりインター・ショナルと言う以上、一応組上に乗せて、ターナー・ショナルと言う以上、一応組上に乗せて、そして一緒に考えていいながら、どうしたらいいかということを考えてまいりますということを申し上げたわけあります。

何か私がそのことで裏切ったような新聞記事もありましては子供さんの教育のことありますから、できるだけ広く考えていくべき課題だらう、このように申し上げたわけでございます。

ただ、そのときは、記事にはなりませんでしょ、やはり、今回の措置もインター・ショナルスクールが日本の教育との整合性とかそういうことも踏まえて見てもらうということになりましたが、あのときも、日本の教育との整合性等々もありますので、そういうことも踏まえてひとつ検討いたしましたよということであつたわけでございります。

今回の案といいますか、方向として第一次的に出しました案は、日本の教育との整合性評価の問題、そういうことを踏まえて出したわけでございまして、大臣もさらにこの問題については検討するべきだ、こうおっしゃつております、私も全く同じ思いでおりますので、今後の検討としてしっかり重く受けとめて検討してまいりたい、このように思っています。

○山元委員 大分時間を食つてしましましたが、本当に将来、あのときにということにまたならないようになつてしまつたので、公明党の冬柴幹事長が与えてくれたある新聞で、公明党の冬柴幹事長が与

た、自民党的山崎幹事長が文科省に申し入れる。これは非常に大切な問題だと認識で一致をして、ターナー・ショナルと言つた上で、一応組上に乗せて、历史に残る、日本が子供たちに対する大きな差別を始めたのかとか強めたのかということにならないようになります。

それでは、本題の義務教育国庫負担制度の問題ですけれども、私、去年の十一月にも十二月にもこの委員会でこの問題について質疑をさせていたしました。教育基本法やあるいは義務教育国庫負担法の精神からも、自治体にしわ寄せしてはいけません。

かね、地域格差ができる、いろいろなことを言いました。けれども、大臣は、根幹を守る、三位一体だ、こういうふうにずっとおっしゃつてきました。きょうの午前中の参考人質疑の中でもありましたけれども、あるいはおとついの委員会の中でもありましたけれども、本当に義務教育の根幹を守るということになり得るのか、ならない、三位一体という形になつてはいるのか、なつていないというふうに私は思います。

大体、経済財政諮問会議が示してきた意見について、本当にがつくりとしたんではけれども、それに押し切られていく形で文科省がこういう案をつくったということについては、やはり、財政当局のお先棒を担いだといいますが、ねじ伏せられたという思いを持ちます。こちらからの見方です。大臣はこの間からも、頑張つたんだ、流れを変えたんだとおっしゃるけれども、結果はやはり、根幹と言えば幹が細つっていく、そういう施策だといふふうにどうしても思えてなりません。

私は、この間からの大学の独立行政法人化の問題やあるいは株式会社の参入など、いろいろな教育を変えていく、形を変えていく動きが非常に出てきている、今までになくなつてきているところから、公明党の冬柴幹事長が与えました。

そこでの大好きなのは、「新しい時代を切り拓くたましい日本人の育成」ということで、これから日本人が持つべき幾つかの資質について明確にした上で、それを達成するための施策も明らかにしたわけでございますが、それらを通じて大事なのは、やはりこれからは一人一人の日本人が、画一的で、あるいは受け身の教育を受けるということではなくて、一人一人が自立をして、しかも創造的に生きていく、そういうことが大事だということで、画一と受け身から自立と創造へということで、それらのすべての考え方を一つの施策総合化という形でまとめさせていただきました。

いろいろな切り口はあるうかと思いますけれども、これから世紀は二十世紀と違うと私は思っています。やはり、知の世紀と言われておりますように、人間の知力、それを發揮しながら、もちろん精神力、体力も大事でございますが、そういうことが問われてくる。特に日本の場合は、経済大国ということで、これから日本が新たな創造的な知をつくり出し、そしてそれを経済なり生活の中に反映できていくような、そういう社会を成り立たせていくよりないと思つております。その意味での教育の重要性ということから、すべての

して、かくあるべきなんだ、大事なのはこことこいかと言われて、与党の三幹事長が、そうだ、これは非常に大切な問題だと認識で一致をして、た、自民党的山崎幹事長が文科省に申し入れる。これは十三日の新聞ですから、おとついですか。これは本当に、一つの施策だけでなしに、歴史に上げたわけあります。

その意味で、教育こそ国家の礎だと思つたのかとか強めたのかとということにならないようになります。

そうした考え方を明らかにいたしますために、昨年の夏の経済財政諮問会議に際しまして、どうもそういう考え方方が多くの政治家なりあるいは経済財政諮問会議の委員の中でもしっかりと受けとめられていないと思ったものでございますから、人間力戦略ビジョンとというのを明確にいたします。

そこでの大きなねらいというのは、「新しい時代を切り拓くたましい日本人の育成」ということで、これから日本人が持つべき幾つかの資質について明確にした上で、それを達成するための施策も明らかにしたわけでございますが、それらを通じて大事なのは、やはりこれからは一人一人の日本人が、画一的で、あるいは受け身の教育を受けるということではなくて、一人一人が自立をして、しかも創造的に生きていく、そういうことが大事だということで、画一と受け身から自立と創造へということで、それらのすべての考え方を一つの施策総合化という形でまとめさせていただきました。

そのときに、教育が成功するか否かというのは教員にかかるでございます。その意味で、教員がその水準を達成するといふふうに思つております。

そのときに、教育が成功するか否かというのは教員にかかるでございます。その意味で、教員がその水準を達成するといふふうに思つております。

もちろん教育には、先生が必要であり、学校の施設が必要であり、教材が必要であり、あるいはカリキュラムのいろいろな基準とかさまざまなものとございまして、国としては、そういう大きな法制上の枠組みをとり、それから全国的な基準を設定し、さらには教育条件を整備していく。その整備の一つの主なものに、教員の給与費について

義務教育のあり方あるいは大学のあり方も含めて考えていくというのが私の考え方であり、その会議のときも多くの方が賛同していただいたと思っております。

○山元委員 総論ではそういうことだというふうに思います。

それでは、今おっしゃったように、切り開いていく力だとかあるいは創造力だとか、そういうものをつけっていく上で義務教育は大きな役割を果しておられます。

そうした考え方を明確にいたしますために、のをつくつてていく上で義務教育は大きな役割を果たさなきやならぬ。その義務教育というのはすぐれて国の責任だというふうに考えると、今大臣がおっしゃったそういう視点からいって義務教育で何が一番大事か、大事なものが幾つかあると思っておりますけれども、何が大事だというふうにお考えですか。

○遠山国務大臣 義務教育につきましては、憲法上の要請がございまして、国民が国民としての必要な基本的資質を培うために、水準確保については国は責任を果たしていく必要があるわけでございます。その場合に、国だけでやるということではなく、私立の学校法人もそうだと思いますけれども、それがそれに適切に役割を分担する必要があります。

○山元委員 総論ではそういうことだというふうに思います。

○遠山国務大臣 義務教育につきましては、憲法上の要請がございまして、国民が国民としての必



の圧力があつて、頑張つて福祉のところだけ、厚生だけは指一本触れてなかつたと私は思つていい。文部だけは、五年計画が七年計画にどんといつてしまつた。そのときの大臣、名前も頗る覚えてますけれども、むしろ旗を立てて官邸に行きなさい、大蔵省へ行つてくださいと言つて、行つた。

おとついの論議の中で、だれか、体を張つてという話がありましたけれども、私はやはり、むしろ旗を立てて文部の皆さんが、これでは義務教育の最低は守れへんのやということを、根幹を限りなく細くするんだということについて、十六年度にその結論が出るまでには、性根を入れて頑張つていただきたいというふうに思います。

時間が余りありませんけれども、八分の一の問題、借金の問題、三百億円の問題も心配です。これはやはり、積んで積んで、結局は自治体が面倒を見なきやならぬというか、処理をしなきやならぬことになつてくるのではないか。国が面倒を見るんだつたら、今からしておけば、そんなもの何でもない。二分の一、二分の一にしたらしい。けれども、八分の一は、三百億円は地方財政の借金ですと言つて、これも心配です。

ですから、そういうことが将来どさんと自治体にかぶつていかないようぜひ努力をしてほしい。もうこんなことはやめておこう、こととしてやめておこうというふうになるように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

これは、午前中、参考人の方に申し上げたんだけれども、今現在三十四の都道府県から、議会から上がつてきている。これを見て、國庫負担制度の改革を見て、これは危ない、自治体は大変なことになるということを危機感を持つて上げてきています。最後にもう一点ですけれども、学校事務職員と栄養職員の問題です。

この問題は、長い、二十年ほどずっと大蔵との綱引き、これは文部省、文部科学省も頑張つてきました。定数がえするんだ、国庫負担はやめしませんけれども、むしろ旗を立てて官邸に行きなさい、大蔵省へ行つてくださいと言つて、行つた。

事務職員は、これはもう御承知だと思いますけれども、学校の今の事務というのは、単に先生方、教職員の給料を計算して、物品購入して、いたらいものと違う、開放された学校の中でさまざまな業務もふえてきている。そして、教育的な職員でないと果たす事務職員を教員並みに保障するんです。

よと、きちんと国が身分を保障して、そして、よく言われるように、事務職員としての本分の研修も、努力もきちんとするんですよというふうに、本当に学校の教育集団の一人に事務職員をしていいといけない、そういう流れになつてきています。

ですから、とんでもない、それを外して事務を雇えというような発想になつたら大変だというふうに思いますし、もう一つの栄養職員もです。事務職、栄養職と並べてずつと来たんです。

栄養職員の問題も、今の子供たちの食生活の状況というのは、皆さん御承知だというふうに思いますが、ますけれども、大変な状況になつていています。ろくろく朝に御飯は食べぬとか、偏食をする、あるいはラーメンが一番好きだというような子供もあるわけです。身体的な障害まで出てくるような食生活をしている子供もあるんです。

ですから、一番望ましいのは、今の栄養職員を栄養教諭にする。前に、長い間かかつて司書を司書教諭にして、本当に子供たちに読書の楽しさも、あるいは学校の環境も整える、そういう教職員の一人として司書教諭というのがやつと、やつととついても取り組んでいただきたいと思います。

特に、今御指摘のありました学校栄養職員の問題につきましては、教育といいますか、この重要性というのは非常に高まつておりますし、学校給食の持つ意味というのがスタートした時点と大きく変わっております。

そういう意味で、私も、今委員の御指摘にありましたいわゆる栄養職員、栄養士のおばさんが学校の現場においてきちんと子供たちを指導できる立場にあつてもらいたい、こう願つております。今、文部科学省においてもこの検討にも入つておりますけれども、西岡先生がおつしやられたの問題というのは遠山大臣にお尋ねすることになりました。いろいろなところでいろいろな方々にお会いをし、いろいろなお話を聞きました。その中で、一人、私どもの党の参議院会長でもあります西岡先生と話をいたしました。いろいろと議論をしている中、今回問題の問題は、西岡先生がおつしやられたのは、ちょっと同情的な話かもしれません、かわいそなんではないかななどいうことをちょっと漏らしておりました。西岡先生がおつしやられたのは、この手のことに関しては、副大臣の河村副大臣と大いに委員会で議論をし、教育行政全般に関する話を話し合つべきだ、こんな御指示、御指示もいただきました。

そういう中で、私がいつもこだわり続けている、本当にこの国のあるべき姿、そこから教育というものがどうあるべきかということ、この根本論を

いつも話をいたしておりますけれども、なかなか平行線のまま終わってしまっているような状態だと思います。

きょうもお二人の参考の方に来ていただき、お話を聞かせていただきました。私、いろいろな委員会で、参考人の方々にお話を聞く前に必ず、今の政府、そして小泉総理に本当にこの国のあるべき姿またはビジョンというものが明確にあるかどうかという質問を大体最初にいたします。ほどの方がわからぬ、もしくははつきりしないというのが私の今まで聞いてきた答えだったと思います。

いや、私たちにはそういうものは出しているんで  
すということかもしれませんけれども、それが私  
たちにはよくわからない。わからない上に、やつ  
ていることと言っていることが食い違ってくると  
余計わからなくなつてきているのが実情にも思え  
ます。

そこで、きょうはちょっと、今までのこの話、  
平行線なので、立場を変えて、では、私が賛成を  
するとしたら、賛成をするという立場だつたらど  
うします。

いというのが私の今まで聞いてきた答えだったと思ひます。

また逆に、あると言つた方もいらっしゃいますけれども、では、あると言われるのであれば、どんな国をつくろうとしているのか、またビジョンがあるのかということを聞くと、ほとんど回答はいただけなかつた状態でござります。まさに、今この法案の審議をしてゐるに際して、常に、いつも根本論のところで何かばやけたもので、あいまいになります。国会審議が進んでゐる、そんな気がいたします。

このたびも、私、厚生労働もやらせていただき

いや、私たちにはそういうものは出しているんですということかもしれませんけれども、それが私たちにはよくわからない。わからない上に、やつてていることと言つていてることが食い違つてくると余計わからなくなつてきているのが実情にも思えます。

そこで、きょうはちよつと、今までのこの話、平行線なので、立場を変えて、では、私が賛成をするとしたら、賛成をするという立場だつたらどういうことを考へるのかなということを思つたときに、今まで、国の根幹として堅持をしていく、堅持をしていく、坚持されなくなる事態というのをもつも想定をされるのであれば、どういうことであるのかなということを考えたことがございます。例えば、その議論も今まで出てきておりますけれども、地方財政の圧迫によって義務教育といふものがないがしろにされていくようなこともあります。

河村副大臣、もしもこの改正によつて、各地方

私は、全部同じだとは言いませんが、同じよう  
ているんですけどとも、まさに三方両損という  
健康保険法の改正、三割負担。まさに一九九七年  
のときに、抜本改革を必ず二〇〇〇年度までにす  
る、でも、それをせざして財政状況が悪化する中  
とりあえずお金だけまた上げさせてくれ、こんな  
ことを厚生労働委員会でも去年も随分議論いたし  
ました。

いや、私たちにはそういうものは出しているんですということからもせんけれども、それが私たちにはよくわからない。わからない上に、やつてることと言つていてることが食い違つてくると余計わからなくなつてきているのが実情にも思えます。

そこで、きょうはちょっと、今までのこの話、平行線なので、立場を変えて、では、私が賛成をするとしたら、賛成をするという立場だつたらどういうことを考えるのかなということを思ったときに、今までも、国の根幹として堅持をしていく、していく、堅持をしていく、していく、こういうことがずっと言い続けられております。では、今回の改正によって、義務教育というものがまさしく脅かされる、堅持されなくなる事態というのが、もしも想定をされるのであれば、どういうことであるのかなということを考えたことがございます。例えば、その議論も今まで出てきておりますけれども、地方財政の圧迫によって義務教育といふものがないがしろにされいくようなこともあります。

河村副大臣、もしもこの改正によつて、各地方において、国民において、義務教育が、今までの根幹として堅持していくということをおつしやられておりますけれども、堅持されなくなつた場合もしくはそういうおそれがあるというのは具体的にどういう、特に地方行政または財政または教育行政においてあり得るのだろうかなということを、お思いになられることを御説明願えればあります。

な財政議論の中から、根本論の大事なところをな  
いがしろにしながら、また、そういったものもさき  
んと見えないままお金の帳じり合わせをしてい  
く、これは僕は決していい状況じゃないと思いま  
す。そして、いつもこういった議論のしわ寄せと  
いうのは、國民であり地方だということになつて  
いるような状況だと思います。

いや、私たちにはそういうものは出しているんですけど、ということかもしれませんけれども、それが私たちにはよくわからない。わからない上に、やっていることと言つて、いることが食い違つてくると余計わからなくなつてきているのが実情にも思えます。

そこで、きょうはちょっと、今までのこの話、平行線なので、立場を変えて、では、私が賛成をするとしたら、賛成をするという立場だつたらどういうことを考へるのかなということを思つたときに、今までも、國の根幹として堅持をしていくべきで、堅持をしていく、こういうことですが、今回の中止によつて、義務教育というものがまさしく脅かされる、堅持されなくなる事態というのがもしも想定をされるのであれば、どういうことであるのかなということを考えたことがございます。例えば、その議論も今まで出てきておりますけれども、地方財政の圧迫によつて義務教育というものがないがしろにされていくようなこともあり得るのかなと思うのです。

河村副大臣、もしもこの改正によつて、各地方において、國民において、義務教育が、今までの根幹として堅持していくということをおつしやられておりますけれども、堅持されなくなつた場合もしくはそういうおそれがあるというのは具体的にどういう、特に地方行政または財政または教育行政においてあり得るのだろうかなということを、お思いになられることを御説明願えればありますか?

○河村副大臣 一番我々身近に感じる例といったしましてはアメリカの例があるわけであります。これは、州によつて教育を、随分権限を移譲して州でほとんどやれるようになつたところが、各州によって財政状況によつてすごく格差がついた。今度はその修正のために大変な思いをするし、先生の確保も大変な思いをするというところから、アメリカの國家戦略はまさにそこに置かれていると

いうふうに聞いているわけです。  
その点、日本は早くから、画一教育ということを逆に批判される部分もありますけれども、とにかく水準はきちっと守っていくという思いで来てました。これを全部地方にお任せする。私は、税金の使われ方ですから、国が出そうと、結果的に地方にいかに回っていくかということですから、根本的に、義務教育が地方に回る時代ということも理論上はあると思うんですね。  
あると思うのですが、しかし、この水準を守らうとしたらやはりそれぞれにおける首長さんの方、いわゆる施政者の皆さん方の考え方によって使い方が自由になりますから、特に今の仕組みでやろうとしたら、これは交付税ですから、交付税は色々がついておりません、どのように使ってもいい。特に文部科学省の予算で持つております三兆近く、い、二兆五千、六千億というこれだけの膨大なお金ですから、恐らく首長さんは、それだけのお金が各県に渡れば、その何分の一になつていくのかもしれませんけれども、このお金があればほかに使えるという誘惑に駆られる可能性がかなりある、人間のやることですから。  
やはりそれは歯どめをかけなければいかぬ。水準は守つていかなければいかぬということですかね、やはり今、国の義務教育の根幹、特に憲法上の要請もあります、私はそこにあると思うのであります、が、そういう視点に立つて、国の持つてている標準は守つていかなければいかぬと思います。  
私は、必ずその格差が非常になつてくるし、今このこれを認めたならば水準が落ちるところが出てくる。これは今の現状から推察されるところでありますから、必ず根幹は守つていく、それ以上のことをついていろいろ工夫なさつてやつていただこうことについては大きいにひとつ奨励をいたしました。しかし、副大臣がおつしやられていること○佐藤(公)委員 だとすれば、私は、もしかしたら、答えとして、いや全くありませんというのも答えだつたのかもしれないというふうにも思いました。しかし、副大臣がおつしやられていること

ということはまさにそのとおりだと思います。そういうのとというのは十分可能性としてあり得る。だとするのであれば、ではもし私がこれに賛成しようとするのであれば、そこのところをきちんと、もうこの前の委員会でも話にありましたが、どういう歯どめをつけるのか。憲法上のということは、それはもう当然のことございます。しかし、きょうも参考人の方がおっしゃられた内容の中でも、まさに内容的な、制度的な問題と財政的な問題點、やはり二つの点があり得るということの話の中から、いかにそのところを歯どめをかけていくのか。

つまり、今副大臣がおっしゃられたのは、今までは割と精神論的な部分がすごく強いと思います。でも、精神論的な部分というものは、まさにいい人たちが、きつと認識している人たちが、理解している人たちがやっていけばそれは問題はないかもしませんが、そういう人たちだけがすべて首長になつていくとは限りません。そういう部分で、そこにどういった歯どめをかけていけば今回のものに賛成ができるのかなということを考えますし、また逆に心配もする部分なんですけれども、その辺、副大臣どうでしょうか。

○河村副大臣 この義務教育費国庫負担分を全額地方にということで私も検討課題に入っている、これは三大臣の合意にもちゃんと書いてあります。しかし、私どもでやつております、少なくともその最低限はどこなのかということ、これは今、「二分の一」ということで來ているわけです。私は、この二分の一というものは、やはり国が義務教育の水準を確保するという上で一番譲れないといいますか、地方のことも考え、そして国の教育に対する根幹を考え、二分の一というこの線をきちっと堅持していくことであらうと思います。これを三分の一にしたらどうだとか、いろいろな意見も一部あるように聞いておりますが、やはりこの二分の一というのは、そういう面では非常にきつとした一つの担保の線だ、このように感じま

て、では、その二分の一というのを、今もある程度担保されているということですけれども、本當にこれがきちっと担保されているということ、これによってまさに義務教育というものが、今後、地方自治体または財政状況によって、きちんとある一定の水準を維持し、國の根幹として堅持していくことが間違いなく可能だという、一つのセーフティーネットになつていて、きちんとあること、本当に思いにならでいるのでしょうか。○河村副大臣 これまでこういう形できちっとやらせていただいておりますし、そのことによつて、義務教育のいわゆる標準といいますか、水準といいますか、それがきちっと守られてきてるわけありますから、私は、これをきちっと守ることによってこれが維持できる、このように確信をいたしております。

配していることは、やはり子供たちが学ぶということに対する意欲を失っている、いわゆる目標を持たないといいますか、これは私は、大きな社会的な要因があると思うんですね。

日本が戦後、右肩上がりの経済社会の中で、豊かにならうという思いで国民の意識がそういう方面にずっと走っていて、みんなそういう思いで頑張ってきたという思いがあった。それがある程度の目標を達成されて、第一段階的にといいますか、今すべて国民が全部中身ともども豊かになつたとは、質の問題もありますから言えませんが、少なくとも豊かにならうという目標を達した時点で次なる目標を持ち得ないということと、それによって、いわゆるお金さえあればといいますか、平たく言えばそういうことになるんだろうと思いますが、そういう意識の中で、人間として生きていく上で何が必要なのかというようなことを今失いつつあるんじゃないかな。

その顕著な例としては、青少年の犯罪が多い、それから現実に、学校に目標を持たないで、不登校児がふえてきた。数字の上でもそういう現実の問題がありますから、これは当面、まず、優秀な先生をしつかりつくるという、すぐ目の前の大きな対策、それに対して、やはり根本から日本人としてこの問題をどう考えていくか、これは国民全体が考える問題にしていかなければいかぬ。そこに今、教育の根本を見直そうということで、教育の根本法であります教育基本法についても一緒に考えてみようというときに来ておると思うんですね。

だから、やはり全国民がこのことに思いをいたしてこの問題に取り組んでいくということでなければならぬと思いますから、小泉改革、構造改革なくして日本の未来はないと言われること、私は、そのことの中には教育の改革というのは当然入っていると。小泉首相が就任のとき言われたあの米百俵のお話というのは、確かに前段の国民に耐えられない意味にも使われましたけれども、これは、

○佐藤(公)委員 今説明を聞かせていただいたんですけれども、要約すれば、まさに目的を持たなくなつた子供たち、もしくは日本人ということが今問題になつていて、ということなんでしょうね。  
○河村副大臣 もちろんそれだけが、それもその大きな要因の一つだと思いますが、それは強いて言えば、佐藤委員がいつも指摘されますように、国家ビジョン、日本の国づくりをどうしていくんだというものがもうひとつ明確でない、これは今、我々、まさに見つけ出さなければいかぬ。小泉总理が、日本の構造改革をやつしていく中で日本の未来があるんだ、こうおっしゃつております。そうした中には、いろいろ提言された中には、当然人材育成ということも入つておるわけありますから、私は、これはやはり國のあり方が問われてる問題だというふうに思います。  
もちろん、目標を持ってないことも一つですし、規範意識が薄れてきた、あるいは家庭できちつとしつけをやらなければいけないことができなくなつた、そういうようなことが複合的に重なつて、そして今の現状があるんだ、私はこのように思います。  
○佐藤(公)委員 副大臣、繰り返しになりますけれども、やはりそことの問題点の整理ということがわかりやすく、委員の皆さん方、そして国民の皆さん方にきちっと明確に伝わるような説明といふものが必要だと思います。何となくはわかつても、はつきりよくわからないまま今こうやって議論をしているような感じがするんですけど、目的を持たなくなつた国民、そして子供たち、それだけじゃないということですけれども、まさにそれは今の政府に言えることなのかなという気がいたるわけであります、そこへ持っていくことに尽きるであろう、このように感じております。

参考人の皆さん方から、きちつと明確な政府の方針、ビジョンがあるのであれば、それがどういうものか、こういうものですという話が聞けます。実際、そのビジョンというものが、人間力戦略ビジョンということでもよくお話を出て、まさに受け身ではなく、自立をして創造的な人間、次世代を切り開く人間をつくり出す、こういうきれいな言葉では並んでいるんですけども、では、具体的にこれを、どこに問題点があつて、どこにどう変えていくのかということに関しては、何となくはやけた状態になつていて。

では、一つのプライオリティーと/orというのをつけた場合に、今もう一度お聞かせ願えれば、あらがいたいのは、この国の教育の、例えば小中学校、義務教育なら義務教育のここにこういった問題点があるから、これを直すべく構造改革をしなければいけない、この論理性が非常に抽象的に、あいまいな状態の中で物事を進めているのに対しても私は、この国の行く末を非常に心配するところがあるんですけれども、副大臣、いかがでしようか。もうちょっと具体的にはつきり、自分の思いでも結構です。

自分の長い間、まさに西岡武夫先生がおつしやつております。副大臣は、もう少し若いころは非常に教育分野に対する志高く、いろいろなどビジョンを持たれていた、それが今副大臣になられているのであれば、その志を聞いてこい、こういうことも言わされました。ですので、そこら辺を詳しく、端的に、具体的に、わかりやすく説明をしていただくことがこれから議論で非常に大事なことだと思うんで、副大臣、いかがでしようか。

○河村副大臣 私は、やはり教育の原点というのは、生まれたときからスタートするわけでありますが、家庭にあるというふうにずっと思つてきております。ただ、我が身を振り返つてそんな大きな

なことを言えるかと言わるとじくじたるものもありますが、そこからやはりスタートしております。日本がここまで来れたというのも、やはり国民の教育にかける思いといいますか、そういうものが非常に高かった、そして國もそれに向けてきちっとした標準を維持してきたということにもあると思いますね。しかし、それに戦後の今日、制度疲労的なものもあると私は思うんです。これが、ゆがみが来たということありますから、これからは、前にも一度委員の御質問にお答えしたことがありましたが、「国際社会において、名譽ある地位を占めたい」と憲法の前文にうたつてあります。私は、これは一つの大きなグローバル時代における日本の考え方として、根本にあつていいと思うんですね。

しかし、それにはやはり、教育基本法による人

格の完成という一つの大きな課題がありますが、

それに向けてまず日本人一人一人が、さつき御指

摘があつたように、自立といいますか、人格とも

に自我をきつと確立して、自分の考えを持つて

生きていく。その目標をどうするかということです

ようから、これはわかりやすく言えば努力す

れば報われる、いろいろな選択肢があつて、一度

二度挫折したつて必ず次の道があるんだ。また、

そのことを、親もそうでしようけれども、学校に

行つてもあるいは地域に行つても、それを国民が

みんなで支えてくれる、激励してくれる、そういう

社会をつくっていくということになつていくの

ではないでしょうか。

私は、日本はこれだけの平和国家をつくってきた

ことにもつと自信を持つていいと思うんですね。

そういう意味で私は、これからも日本はこの

平和路線を守りながら、これまでつくってきた

ことに自信を持つて、日本人はこれだけやつてきた

人もある。そして、日本人というの

は偉いものだ、あれだけの戦争をやつてきたけれ

ども、しかし、ちゃんと頑張つてここまで来たんじゃないのかと、私は、これはある意味で評価されています。日本がこそこそと自信を持っていく。

また、子供たちもそのことに、その年代に応じた教育の仕方はあると思いますけれども、そういう

ことで、もっと自信を持つていくことが國民をもつと生き生きとしていく、そして、そのことをきつと担保するのが教育でなければいかぬ、こ

のよう思っています。

○佐藤(公)委員 もう時間もなくなつてきましたけれども、私は、しつこいようですが、

の議論は毎回の委員会で何回でもあります。何回

でもやつて、お話し合いをさせていただきます。

正直言つて、大失礼な言い方かもしれません

が、細かいことは官僚の皆さん方がよく御存じで

一方、在日韓国・朝鮮人など民族学校を含むアジ

ア系スクールについては外されたということで、

私もこの報道では大変驚いたわけであります。こ

れは先ほど、今後検討もという御答弁が一応あつ

たかと思いますけれども、もう一度確認をさせて

いただきたいのです。

この問題では、やはり、当の学校、大学関係者

から強い批判の声が上がっているというのはもつ

ともなことだというふうに私は思うんですね。と

まえ、権利を大事にする自立した個人であり、家

族であり、地域であり、國家をつくりたい。その

中で、フリー、フェア、オープンな社会において、

だれもが創意工夫によって何遍でもやり直しがき

くような社会をつくりたい。そしてそこには、規

律、道徳心、倫理というものが、弱者をきつと

と守つていく、規律を重んじていく、こういった

ものを表裏一体できつと確立していく。

多分、僕は、副大臣と同じ考え方だと思つた

ので、それをなぜかきっと表にして議論がで

きない。また、そこが、政黨がみんながばらばら

になる。何か今の政界自体が非常にわかりにくく

なつてている。これが、今の日本の社会全体にゆが

んで、それをなぜかきっと表にして議論がで

きない。また、そこが、政黨がみんながばらばら

になる。何か今の政界自体が非常にわかりにくく

なつてている。これが、今の日本の社会

はいけないわけで、特に国際化と言われている折から、またアジアの中の日本ということで非常に注目もされている折から、こういう問題をやはりこのままにしておくわけにいかない。これは、文科省としての姿勢が本当に問われる問題だし、見識が問われる問題でもありますので、必ずきちんと措置していただきたいということを強く申し上げておきたいと思いますし、また、もつといろいろな問題が含まれておりますので、次の機会にはさらなる質問もさせていただこうかなと思つております。

さて、本題でございますけれども、今回の義務教育費国庫負担法の一部改正案は、共済費長期給付と災害補償基金を国庫負担の対象から外すということで、到底認められないものでございます。きょうは、幾つか確認の質問をしたいと思つております。

そこで、まず、何度も言われていました義務教育費の根幹を守るということをございますが、大臣もそれを強調されていらっしゃいますが、その根幹は何かということなんですね。十二日の児玉議員の質問に対して、給与費等というふうに御答弁があつたかと思います。その給与費等というのは何を指しているのか、もう少し内容を明確にしていただきたいと思います。

○遠山國務大臣 国が責任を負つております義務教育の水準確保のためには、さまざまな制度なり経費が必要だと思っておりますけれども、根幹とは何かということ、特に今お願いいたしております法律との絡みで申せば、教職員に支払われる給与費ということになると思います。

それで、給与費という考え方にはいろいろな考え方のございまして、定義上でいいますと、広義の定義それから狭義の定義ということになつてまいるわけでございます。今般お願いいたしておりましたのは、狭義の、狭い意味の給与の中には入らないわけでございますし、また広義の、広い意味での給与といいますよりは、給与等といいますか、給与以外の経費で、しかしそれを国庫負担にして

まいった経費でございます。

そのようなことで、これはなかなか、経費の種類をどのように考えるかというのいろいろな考え方があるかと思ひますけれども、私どもといふことは、やはりかと思ひますけれども、いろいろな問題が含まれておりますので、給与費というものを中心と考えているということでお聞かせします。

○石井(郁)委員 何かどうも、もう少し確認しながらお伺いいたしますが、それはちょっと後でお聞き出でることでございますので、端的にお聞かせしますけれども、この法案第二条第一項に、「市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費」、第二項には、「都道府県立の中学校、中等教育学校、盲学校及び聾学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費」、第三項に、「児童手当法の定めるところによる公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一條に掲げる職員に対する児童手当の支給に要する経費」というふうにござります。

これらは、給与費等という範疇に入るということです。

○遠山國務大臣 給与費等といいますか、国庫負担対象経費となつていて広義の給与と、今、給与以外の経費のうち児童手当についてお話しでございましたけれども、給与費等という中に含まれるわけですね。

○石井(郁)委員 そこで、市町村立学校職員給与負担法に基づくというふうにありますから、そこでの国庫負担の対象となる給与費目はどうなつていいかといいますと、ずっとありますと、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、僻地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、それで退職手当まで挙がつてございますが、これは、今大臣がおつしやる根幹である給与費、これは給与費と

いうことで確認していいんでしようか。

○遠山國務大臣 今読み上げてくださいました手当、扶養手当に始まって、さまざまな手当があるわけですが、これは、狭義の、給料そのものとそれから諸手当ということで、給与といふふうに考えております。

ただ、退職手当につきましては、退職の給与でございまして、これは広い意味の給与に入るというふうに考えております。広義の給与といふことでござります。

○遠山國務大臣 これが広い意味の給与に入るといふふうに考えております。広義の給与といふことでござります。

○石井(郁)委員 何だか、最初に狭義、広義と分けられたところが独特かと思うんですけれども、義務教育費の根幹は守ると。給与費という場合と給与費等という場合とで、この給与費等といふところは広義のものだというふうにおっしゃつておられるんでしょうか。

そして、では、給与費というものに入るものは何なのかなという問題なんですよ。給与費といふのは給料一本だけで、あとは全部、等だ、広義だというふうな大臣の御見解ですか。

○遠山國務大臣 この手当の細々したもののが何なのかという問題なんですよ。給与費といふのは給料一本だけで、あとは全部、等だ、広義だというふうな大臣の御見解ですか。

○遠山國務大臣 これは手当の細々したものの解釈にまとまるわけでございまして、政府参考人の方が正確にお答えできるのかと思ひますけれども、私どもの一応の分類では、給与といふ考え方の中に、広い意味の給与とございまして、これは在職給与とそれから退職給与といふものがあるのではないか。退職給与といふのは、手当でいいま

すと退職手当でござります。それから、在職給与、これは狭義の給与といふに考えておりますが、それは給料と諸手当でござりますね。これは幾つもござります。先ほどお読み上げになつたものほんどうが該当するわけでございますが、そ

のようになっております。それで、給与以外の経費として、児童手当、それから公務災害補償基金負担金、共済費長期給付というものが入る。

これらをひっくりめまして、現在は国庫負担対象経費になつているわけでございますが、今般改正をお願いいたしますと、給与以外の経費の中の給与費といふのは、さつき大臣が説明された、

付といふものにつきましては、これは一般財源化していくことになるわけでございます。

○石井(郁)委員 どうも、広義、狭義といふふうに分けられましたけれども、これは文科省の統一した見解として、いつごろからそういう見解でこの問題に臨んでいらっしゃるんですか。これは何か公式に発表されたものがあるんですか。

○遠山國務大臣 これは講学上の分け方でござります。いわゆる学問上といいますか、経費についての諸概念を取りまとめたそういうものの成果として私どもは取り扱つております。

○石井(郁)委員 ちょっととややこしい話をして申わけないんですけど、私は、やはり根幹というのは給与費。給与費なのか、給与費等まで含めると、給与費等といふ場合とで、この給与費等といふふうにおっしゃつておられるんでしょうか。

○遠山國務大臣 これは手当の細々したものの解釈にまとまるわけでございまして、政府参考人の方が正確にお答えできるのかと思ひますけれども、私どもの一応の分類では、給与といふ考え方の中に、広い意味の給与とございまして、これは在職給与とそれから退職給与といふものがあるのではないか。退職給与といふのは、手当でいいま

すと退職手当でござります。それから、在職給与、これは給料一本だけで、あとは全部、等だ、広義だというふうな大臣の御見解ですか。

○遠山國務大臣 ちよつとややこしい話をして申わけないんですけど、私は、やはり根幹というのは給与費。給与費なのか、給与費等まで含めると、給与費等といふ場合とで、この給与費等といふふうにおっしゃつておられるんでしょうか。

○遠山國務大臣 これは手当の細々したものの解釈にまとまるわけでございまして、政府参考人の方が正確にお答えできるのかと思ひますけれども、私どもの一応の分類では、給与といふ考え方の中に、広い意味の給与とございまして、これは在職給与とそれから退職給与といふものがあるのではないか。退職給与といふのは、手当でいいま

すと退職手当でござります。それから、在職給与、これは給料一本だけで、あとは全部、等だ、広義だというふうな大臣の御見解ですか。

○遠山國務大臣 これは、給与費といふ場合には、例えば市町村、自治体が条例などで決めたりしてやるわけでしょ

う、やつてゐるわけです。これを見ますと、給与といふ中には、費目で退職手当がちゃんと入つてゐるんですよ。そういう理解なんじやないでしょ

うか、普通は。だから、何でここで給与から退職手当といふものを外すのかといふのはどうも腑に落ちないといふことで、やはりこれは給与の範疇に入つてゐますよ。インターネットで引いてみましたが、みんな、地方自治体、市町村、自治体は、退職手当は給与の中に入つてゐる。

○河村副大臣 給与費といふことになりますと、さつき大臣も答弁いたしましたように、この場合

かがですか。

いわゆる狭義といいますか、退職給与を含まない、退職手当を含まない考え方であります。

退職手当については広義の給与費に含まれるという説明を大臣がしたと思うのであります、退職手当の考え方は、この場合は教員ですが、教員が長期間勤務して退職する場合の、いわゆる勤続報償的なものである。したがいまして、何年勤務したかによつてそれも違つてまいります。在職している時点で支給される、いわゆる狭義の給与費と、それから退職後にもらう退職手当というのは別ものだ、これまでこういうふうに整理をしてきております。そういう考え方によつて、そのうえで、ある職員が、退職後にどうしますか、退職して後も、懲罰にかけられるようなことがあつて有罪判決を受けたような場合に、給与費までは返せとは言いませんが、報償的な意味のある退職手当は没収、返還をするという判決もあり得るわけでありまして、そういう考え方によつてみても、いわゆる給与費というのはそのままの在職中に支給されるものであるという考え方で整理をいたしております。

○石井(郁)委員 本当におかしいんですよ。これまでの文科省の説明はそういうことじやなかつたはずですよ。

これは、文部省教育助成局の財務課、高橋伸一氏の論文を私も見まして、それを紹介しますけれども、「義務教育国庫負担制度について」というのがござりますよ。その中には、給料から退職手当まで給与費とはつきり言つています。給与費目として、共済長期給付、公務災害補償基金負担金、児童手当までも挙げていますよ。それから、これは先ほどの市町村立学校教職員給与負担法の中で、退職手当まで入つていていやないですか。だから、法律上ではそうなつてゐるじやないかと。これは地方財政法でも、第十条は、第一に、「国が、その経費の全部又は一部を負担する」ということで、一項目に「義務教育職員の給与に要する経費」と書いてある。給与に要する経費。それで、わざ

わざ括弧して、退職一時金とか退職手当とか旅費とかは除くがと。だから、今挙げた費目などは除外かれていません。

だから、今までの給与といつて、あなた方が説明したことからしても、その説明を全く、勝手に変え、それでこういう定義をしているんじやありませんか。私は、給与費を守るといつておられた、そういうものをきちんと含むということを言明しないで、既にもう給与費自身がこうやって削減されて、いつてはいる。これは一つ削減されたというので、こんな形でやつていく。こんなやり方といふのは、私は到底認めるわけにいかないと思うんですけど、これは大臣、いかがですか。

だから、義務教育費の根幹だとおっしゃつておられるわけであります。給与費は守りますというのが御答弁ですが、そういうふうにして、これは給与費ではありません、これは給与費ではありませんといふことで、もう給与費自身が細つていてるじやないですか、削減されているじゃないですかといふことはございますが、いかがですか。これは給与費を守つていてることにならない。

○遠山国務大臣 私どもは、その点につきましては非常にしつかりと考えておりまして、給与費で本当の根幹ということになりますと、これは在職給与でござりますので、狭義の給与といふことで、いわゆる給料とそれから諸手当になるわけでございます。

ただ、給与といふその概念というのは、法律によつたり、あるいは用い方によつてさまざまある法があるというのが通説であるわけでござりますが、私どもがとつておりますのは、狭義の、給料とそれから諸手当で成り立つ在職給与のほかに、退職給与といふのがある、これは退職手当でございますが、これらをひつくるめて広い意味の給与と呼ぶ場合もあるわけでござります。

さりと詰めていた場合には、では、何かと

ていただきたいと思つてゐるわけでござりますけれども、今回お願いしております二つの経費の種類につきましては、これは給与等に入るというふうに思つてます。

だから、今までの給与といつて、あなた方が説明したことからしても、その説明を全く、勝手に変え、それでこういう定義をしているわけでござります。だから、今までの給与費を守つておられた、そういう姿勢をお話しておられるわけでござります。できるだけ、その根幹である給与についてしっかりと守つていただきたいと思います。

○石井(郁)委員 広義といつておられた、給与費といつておられたことを実上狭めつてしまつて、これは私は、法律の解釈としてもやはり勝手な解釈だということでも、本当に認められないと思うんですね。だから、退職手当や児童手当は、給与費としてやはり国庫負担の対象から外すべきでない、給与費だということで、私は、きちんと遵法精神でやつていただきたいということを強調したいと思います。

このことに私がこだわりますのは、片山総務大臣、今回特例交付金、交付税の特会借り入れで

対応したということについて、このように述べていらっしゃるわけですね。二千三百億円ぐらいで税源移譲だと税源分配のあり方を見直すのはなかなか難しい、やはり兆単位にならないと、ウン兆円単位にならないとと言つてはいる。我々は、それまでのつなぎとして地方特例交付金と地方交付税という考え方をとつたと言わわれてゐるわけでしょう。これは、鎌田さゆり議員の質問に対する本会議の答弁でござります。

だから、全面移譲に向かたつなぎだということをやはり表明されてゐるわけですよ。だから、根幹を守ると言つても、結局、給与であるそういう退職手当にも手をつけていたら、これはもう

う崩れになつていいんじゃないかもしれませんか。そういう意味で、私は、やはりここはきちんとすべきだ、本当に譲れないところなんだということを申し上げておるわけでござりますが、どうですか、大臣。

○遠山国務大臣 御心配いただいている御趣旨と

今年度末までに結論を得るということになつてお

ります。

私は、今回の一連のプロセスがあつたわけでござりますけれども、今後どういうふうにしていくかというのは、義務教育費国庫負担制度については、まさに教育改革という角度から教育の土俵の上で考えていくことが一点ございますし、また、経費の点につきましては、私は、仕切り直しといいますか、もう一度この問題を取り扱うと

いうのは、もう一回新たな条件下で議論されてしまうべきだと思つております。

これは私の個人といいますか、この職にある者として考えるものでござりますけれども、やはり年末にどういう日本の経済状況になつてゐるのか、か、どういう日本の財政状況になつてゐるのか、あるいは三位一体論と言われてゐるけれども、それがどんなふうな形をとろうとしているのか、それが明らかでないといけませんし、それから、義務教育費国庫負担金だけにターゲットが当たるとすれば、私はそれはよくないと思うんですね。やは

り全体をどうしようとしているかというのをわからぬと納得できないわけでござりますし、さらには言えど、仮に何かの手当を今回のように地方に移譲するということになりましたら、財源についてはきちんと手当としているかというのをわからぬ限り協力できないというふうに、私は個人として考えております。

○石井(郁)委員 退職手当、児童手当は、十六年度予算編成までの結論だと。しかし、これはもう危ないと皆さん感じておられるわけですから、本当にそことのところはきちんともう一度頑張つていただきたいということがあるんですが、私は、今回の法案は、やはり義務教育費の根幹部分を支える義務教育費国庫負担金、大体二千三百億円も大幅削減ということがありますし、これで、これまでになかつたことですよ、これほどの削減は。それから、この後に出てくる国立大学法人法案でいえば、教職員の身分は非公務員型になりますし、國

の財政責任というものは放棄することに道を開くということもあります。

大臣が今、教育改革を進めるときおっしゃるんですけど、私は、文科省の進める教育改革というのは、このようにして義務教育費の大額削減を受け入れることなんだ、高等教育の財政責任も放棄するんだと。私、こういうことだつたら、これは本当に教育行政の中心的任務の放棄だ、教育の土台を破壊するというふうに言わなくてはならないと思うんですね。

そういう意味で、これから大きな議論も必要なんですけれども、私は、国会としては、やはり文科省の言うとおりじゃなくて、きょう、前回と今回の議論でもわかりましたように、委員会の審議を見ても、委員会としてはこれは満場一致で否決してしかるべきではないのか、このことを皆さんに要請もいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○古屋委員長 山内恵子君。

○山内(憲)委員 山内恵子です。

大臣には先日、二月二十六日の文部科学委員会で、大臣の所信に対する質問で、民族学校の卒業生の大学入学資格について質問しました際、大臣は、「今のもよくわからない御質問なんですが、ますけれども」とおっしゃいながら答弁に立たれました。質問内容がわからないのであつたのであれば再確認していただきたいかかった問題でした。このような言い方は、この委員会では初めてではありませんが、大変な印象がちよつとされるということになりますので、今後、このようなことのないように、恐縮ですけれども、これも質問ではありませんが、河村副大臣に、あの日申し上げましたこと、父兄という言葉について申し上げましたが、またきょうも何げなく使われて、ちょっと気になりましたので、これはもう一度言いますと、父兄とい

うのは母親に親権のなかった時代の用語ですのことで、どうぞ死語にしていただきたいと思います。

それで、きょうの本題に入りたいと思います。

義務教育費国庫負担法及び公立義務学校整備特別措置法の一部を改正する法律案についてですけれども、地方財政の現状について、過疎地とか財

政の弱い自治体の教育水準の確保についてなんですかね。私は、このところにこのような声が寄せられています。地方財政が苦しい中、過疎地などでは、例え一クラス五人とか十人の小学校では先生を雇えなくなり、学校を維持できなくなるのですけれども、私のところにこのような声が寄せら

れています。が、このようなことにどのようにお答えになられるか、お聞かせください。

○矢野政府参考人 まず、一般的なあれでございまますけれども、そういう過疎地等については、教

育条件面でハンディがあるそういう地域等につきましては、これは先生御案内のように、さまざま特別措置法等によつて国として特別な配慮をなされているわけでございますし、また、実際の財政等の運営におきましては、当然のことながら、それを踏まえた運営がなされているわけでございまますし、そのことにつきましては、毎年毎年の予算措置を講じて、そういうある意味でのハンディを負つた地域の教育条件が低下しないように、むしろ充実するような形で私どもとしてもこれまで努力してまいっているところでございますの

で、その点は御理解をいただきたく存ります。

○山内(憲)委員 そのような措置がなされていることは知っていますけれども、このように国庫負担の費用がそれぞれ一般財源に振り込まれていくというような方向の中で、大変心配をなさつての声だったと思います。義務教育の国庫負担制度は、全国どこでも同じレベル、同じ条件の教育を保障する、これが憲法第二十六条、「ひとしく教育を受ける権利」であると思います。特に、教育基本法十条の二項で、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」をすること、これがこの「ひとしく受ける権利」の保障だというふうに思いました。

す。過疎地の子供が守られるということで、今後ともぜひその思想をお忘れなくいただきたいとうふうに思います。

次の質問なんですが、地方分権改革推進会議の中間報告の二十七ページに下記のような記述がありました。「確保すべきは教育水準であつて教員の数ではない。国の関与を弾力化し、学級編制や人員配置上の種々の工夫も地域の実情と地域の判断によって行ってよい」というのであれば、補助負担金制度等が地方の自由な判断を事実上制约するようなことは適当ではない。」まだこの後ずっと統いてありますけれども、最初に、この「確保すべきは教育水準であつて教員の数ではない。」

ということについて、どのように考えられて、いらっしゃるか、文科省としてどう受けとめられていらっしゃるか、お聞かせください。

○矢野政府参考人 これは改めて申し上げるまでもなく、教育の成否は教員にかかるべきであります。そういう意味で、義務教育の水準を確保するためにはすぐれた教職員を一定数確保することが必須のことであるというふうに私どもは考えております。

○山内(憲)委員 ただいま言われましたように、本当に必須のことです。

本当に堅持していただきたいのがこのことです。次のことにはあります、「補助負担金制度等が地方の自由な判断を事実上制約するようなことは適当ではない。」これが総務省の考え方として出されたんだと思うんですけれども、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○矢野政府参考人 これは補助負担金制度に限らずでございますけれども、国の補助制度あるいは負担制度について、その運用については国の基準を基準としながらも、その具体的な運用についてはできる限り地方の裁量や自由度あるいは創意工夫を生かせるような、そういう運用があつてしかるべきではないかと、いうことでございますので、一般論としては、私どもとしては特段問題がある

す。過疎地の子供が守られるということで、今後ともぜひその思想をお忘れなくいただきたいとうふうに思います。

うのと、その思想を忘れないいただきたいといふうに思います。

うのと、その思想を忘れないいただきたいといふうに思います。

○山内(憲)委員 そのところにこのように書いてありました。「そして何より、教育への投資という面から経費負担を捉えれば、見据えるべきは教員ではなく生徒であるべきである。」というのを先ほどお答えになつたんですけど、もう一度こここのところでのこの言葉が出てくるんですね。「見据えるべきは教員ではなく生徒である」と。その意味では、教員の給与費を計算するに当たつても実質的な賃金ではなくて定額化をしていくというふうに私は思っています。

○矢野政府参考人 おつしやいますように、その後のくだりで、そういう教員の給与といふことを方向づけて、この「教員ではなく生徒であるべきである。」という方向でこれは書かれた文

ではないんでしょうか。

○矢野政府参考人 おつしやいますように、その後のくだりで、そういう教員の給与といふことを方向づけて、この「教員ではなく生徒であるべきである。」という方向でこれは書かれた文

はそういう趣旨であろうかと思つております。

もしお差し支えなければ、私ども、これについての考え方を申し上げれば、交付金化ということになりますれば、これは国庫負担金を、教員給与費を対象としない交付金化として、その金額が、各県の教職員数やあるいは給与水準の実態に關係のない別の指標、ここでは、例えば児童生徒数というようなことを念頭に置いておるようございますが、そういう別の指標により決められるということになりますと、これは必要な教員を全国的に一定数確保するというこの義務教育費国庫負担制度の機能に大きな障壁を来すことになるというふうに私どもとしては考えております。

さらに申し上げますれば、この国庫負担金を交付金化した場合でございますが、さらに問題があるわけでございまして、交付金化といいますときには、国庫負担金のよくな地方負担の裏打ちがないわけでござります。地方財源の制度的保障がないわけではないということになるわけでございますが、そういう点におきまして、義務教育水準の確保に支障を來すということになるわけでございます。そういう点についても問題があるというふうに、私どもこの指摘については考へておるところでございまます。

○山内(恵)委員 先日から似たような質問をしていますのでダブつてることもあるかと思いますけれども、この文章に対しても断固として闘つてくださるということのお答えに近いのかな、国庫負担で堅持するということのお答えだったのかな、というふうに思ふんですけど、この後のところで、やはり総務省は、「義務教育費国庫負担金の一般財源化をも念頭に置きつつ検討を行っていくべきもの」というふうに書かれていますので、何としてもここは文科省、頑張っていただきたいと思います。

二〇〇三年度の地方交付税総額が前年度比一兆四千八百億円減、七・五%の圧迫になつて、それで、交付税制度をめぐつて、昨年度から引き続き段階補正の見直しや事業費補正等の縮小が行われるということになつていくわけですから、そ

のことがなされていけば、より強い影響を受けるのは、都市部ではなくて町村部になっていくといふことが予想されます。そのことが、先ほど読み上げました私のところに寄せられた声の、過疎地の人たちの思いなんだと思います。

一定額化してほんと地方に給与費が行つた暁は、本当に地方の中でも、都市部よりは町村部が苦しむくなる。その意味では、きょう午前中に東京都の教育委員会から来られました、東京はそんなにつらくないと私たちを見ていただけれども、それでも楽ではないというお言葉があつたんですけれども、私の北海道では、何としてもこのように地方にしわ寄せの来ない状況にしてもらいたいということを言っています。

その意味で、ぜひこの国庫負担制度を再度守るという側で頑張っていただきたいというふうに思っています。

午前中来られた参考人にも申し上げましたけれども、音量で各会派によって、監査院はまざつとも思

内(惠)委員「どの部分がわかりにくかったかもう一度言つていただけると、先ほどと同じように」と呼ぶ)もし私の答弁がそれ違つておりますが、今また後で御指摘をいただきたいと思いますが、今回の見直しにつきましては、ずっと先日来御説明申し上げておりますように、これは、国全体の、國と地方の費用負担のあり方を見直す、そういう国全体の方針の中で、私どもとしては、私どもの制度の基本をきちんと維持しながら必要な見直しをするということで対応してまいつたわけでござりますので、そういう中で、もちろん、國の財政を扱う財務省と、また地方の財政を担当する総務省ともきちんと協議を重ねながら進めてまいりますので、今回御提言申し上げるような形での案として政府として御提言申し上げているわけでござりますので、十分その辺は関係省庁とも協議をして、こういう案となつたということで御理解をいただきたい存じます。

というよりは地方分権に当たると思いますが、その判断でよろしいでしょうか。

○野政府参考人 義務教育の水準を確保するという意味で、国の役割は幾つか大きな役割があるわけでございますが、その中の一つとして、教育の内容についての国としての基準を定める、これは義務教育についての国の大変大きな役割の一つであろうかと思うわけでございますが、そういうものとして御案内の学習指導要領は国が設定しているわけでございますが、この学習指導要領の中身につきましては、これまでも大綱化ということを進めてまいってございます。そういう意味で、先生もごらんになれば、既に相当な大綱化がされているということは御理解いただけると思うわけでございます。

その中で、当然のことながら、各地域や各学校の実態に応じて十二分に創意工夫の運用ができる、そういう実態になつてているわけでございますので、そこは十分また御理解をいただきまして、また、そういうものとして、各学校、各地域における創意工夫の努力を私どもとしては大いに期待を申し上げたいわけでございます。

○山内(憲委員) 今、学習指導要領の大綱化とうところに力を入れておっしゃられましたので、そのことは本当に今後もそのようになつていただきたいというふうに思います。

そうであるなら、私は一般質問のときにももう少し丁寧に発言したい問題があります。それは今回配られた心のノートの問題なんですけれども、そのことも予算もつけ、そして配付をし、しかし、それは教科書でもなく、副読本でもないにもかかわらず、そのようにおっしゃつていてもかかわらず、使つてているかどうかの調査をなさるというのはある意味の圧迫となつてているということをぜひ押さえていただきたいと思います。

きょうはそのことが主ではありませんので、大綱化ということを本当に進めていただきたいという趣旨で今言いました。

地方分権最終報告が出された後、これは十一月

されども、六知事が連名で、今回の地方分権改革推進会議の報告について批判の声を上げられました。三重県・高知県・和歌山県の三知事が、分権型システムの構築にはほど遠いと言っています。それから、特に義務教育費関係の縮減対象を教職員の退職手当など義務的経費に限定した点を、地方の自主性は拡大されないと言っています。

一方で財政赤字の問題で私はこれを出されたと思っていますけれども、一方でそちらでは地方分権を推進するためだというふうに理由づけをなさっていますが、受けとめた各県の知事はほど遠いと言いい、それから地方の自主性は拡大されないと言っていることについて、この分は大臣にお答えいただけませんでしょうか。いかがでしようか。

○遠山国務大臣 私は、義務教育費国庫負担金にかかる給与費について、各地方が、一般財源化されたといつて、この手当はやる、やらないなどという自主性があつては困ると思っております。これはどうしても国の基準をしつかり守つてもらって、手当の種類について、あるいは額について、これはそれぞれの教員の受けるべき給与については払つてもらわないと困ると思っているわけでございまして、その意味で恐らく、経費を一般財源化しましても、それは払わざるを得ないわけでございますね、地方にとりましては。

そういうことで、経費の種類等につきましては、そういう感覚を持たれたというのはある程度わかるわけでござりますけれども、他方で、同時に今回の改革、改正の一環としましては、いろいろな意味での弾力化を図っております。そういうことを援用すれば、私は地方分権化というのももちろん進んでいるというふうに思っております。

○山内(恵)委員 義務教育費の国庫負担の問題を、一般財源化の方にすつと道を開いてしまつては、本当にそこのところはしないでくれというの意味で、私は大臣にも文科省にもエールの声を送りたいのがこここの部分としてなんですけれども

も、文科省としては、やはり国の根幹だからこそ国庫負担を守るという観点で、今後アクションプランなんかをつくって頑張っていただきたい、財務大臣や総務大臣とも闘つていただきたいといふうに思いますけれども、御決意のほどというか、本当はアクションプランなんかをお知らせいただきければこんなうれしいことはないのですけれども、どうお考えでしようか、お聞かせください。

○遠山国務大臣 委員御指摘のとおりでございまして、国として守るべき、あるいは責務を果たすべきこの義務教育の国庫負担制度につきましては、根幹を守るということは引き続きやっていく覚悟でございます。

○山内(恵)委員 根幹を守るということではなくて、退職手当から児童手当まで、次のところまで道を開いてしまったとすることを何とか撤回していただきたい。これは本当に全国民が応援することではないかという意味でアクションプランもとでることを今申し上げたんですけれども、今後の課題としていただきたいというふうに思います。

私の質問をこれで終わります。

○古屋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

---

○古屋委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。鎌田さゆり君。

○鎌田委員 民主党の鎌田さゆりです。

民主党・無所属クラブを代表して、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

この法案は、はつきり申し上げて、小泉内閣の重大な公約違反であり、教育を重んじる米百俵の精神を踏みにじる許しがたいものです。

まず、交付税交付金、国庫補助金、税源移譲の三位一体改革の芽出しという位置づけについて。

なるほど、義務教育費関連では約二千三百億円の削減となっています。しかし、国庫補助負担金

総額の二十九兆一千五百二十億円という数字は、昨年度より二百十六億円の削減にとどまり、うち経常的国庫負担金では七百八十六億円削減されただけです。文部科学省のあのけなげな努力は一体何だったのでしょうか。

さらに、今回の法改正と教育の地方分権を結びつけるには到底無理があるということを指摘しなければなりません。

分権における文部科学省の使命は、今まさに取り組みを進めている授業カリキュラム、学級編制、教員配置等の権限移譲などを着実に力強く推進し、サポートするところにあります。税源移譲も伴わず、削減総額の八分の一は地方負担分としてツケ回し、しかも来年度以降の財源担保に不安ばかりを残す今回の制度見直しとは、文部科学省は鬱陶なければならないはずです。これは、全国の自治体、四百を超える地方議会、教育現場にかかる多くの国民が反対、再考の声を上げていることからも明らかです。

そして、最もゆきまき点は、我が国の義務教育が、財政事情により、お金の都合ありきから論じられてしまったということです。教育と財布の都合をとんびんにかけた小泉内閣に、日本の未来を語る資格などないと思います。

教育立国日本の誇りを支え、その責務を全うすべき文部科学省の権威はどこへ行ってしまったんでしょうか。

今この場に集う国権の最高機関の私たち一人一人が、学問の自由、教育のとうとさを高らかに唱える日本国憲法の原点に立ち返らなければなりません。私たち文部科学委員の良識と責任が問われています。そして、生涯を教育の充実にかけてきた遠山大臣の政治家としての決断が求められています。眞の改革とはかけ離れた、単なるツケ回しの見直しに終始する小泉総理に毅然と対峙する姿勢こそが大切だと思います。

以上、日本の未来への最良の進路である教育をまやかしの芽出しの道具に使われるることを阻止するため、民主党・無所属クラブは、本法案に対し、

反対の意思をここに表明いたします。  
以上です。(拍手)

○古屋委員長 次に、児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党的児玉健次です。

日本共産党を代表して、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、この改悪案が、義務教育に対する国が負うべき責任を放棄することに道を開くものだからです。

義務教育費国庫負担法、この法律に基づく義務教育に対する国負担は、憲法、教育基本法が打ち出す教育の機会均等を保障し、支えるものであり、国庫負担の削減は日本の義務教育を危うくするものです。遠山大臣と文部科学省は、義務教育費国庫負担制度の根幹は守ると言いながら、五年間で約五千億円に上る共済費長期給付経費、公務災害補償基金負担金、退職手当、児童手当等への国庫負担金の削減を提案し、また提案しようとしている責任は重大です。

第二は、義務教育に関して、地方財政に負担を転嫁することにつながるからです。

文部科学省は、今回の改悪による影響額約二千二百億円を一般財源化し、地方交付税交付金等で補てんすることで地方負担がないかのように弁明をしています。しかし、一般財源化そのものが国の負担放棄であり、一部に交付金特別会計借入金を持ち込むことによって地方に償還義務を負わせようとしていることは、今後国と地方の関係に困難を持ち込むものです。

反対理由の第三は、小泉改革を推進する経済財政諮問会議、地方分権推進会議等が、性質が全く異なる国庫負担金と国庫補助金を意図的に混同し、さらに、「確保すべきは教育水準であつて教員の数ではない」等の教育のあり方を無視した乱暴な議論を展開して、義務教育費国庫負担金の全面的な廃止、縮減を強要しています。文部科学省がこの強要に事実上屈服していることは、日本の教育に対するみずからの方の責任をないがしろにする

ものであります。

今求められていることは、國の責任として、少人数級の実現など行き届いた教育を実現するために教育予算を充実することです。

私は、國民の願いに逆行する義務教育費国庫負担金削減法案の撤回を強く求めます。

日本共産党は、憲法、教育基本法を生かし、日本の子供たちに明るい未来を保障するために全力を尽くすことを表明し、私の反対討論いたしました。（拍手）

○古屋委員長 次に、山内恵子君。

○山内（恵）委員 山内恵子です。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、反対討論をいたします。

國の財政が破綻しているからといって、義務教育費負担制度について詳細な見直し内容を盛り込んだ地方分権改革推進会議の中間報告が六月に出されましたときに、ヒアリングも待たずに設定された経済財政諮問会議で、遠山大臣は、公立学校の根幹を揺るがす国庫負担制度の見直しにみずから手をつけ、概算要求締め切り前のあの時点でなぜ危険なルビコン川を渡ってしまったのかと本当に残念に思います。

今後、一般財源化が進んでいけば、何度も申し上げますが、人口規模の大きい首都圏の自治体への配分は厚く、小規模自治体は少額になるという都道府県格差の増大、それが明らかになっていくではありませんか。なぜ全国的な教育水準を維持するという国庫負担制度の根幹を崩す案をみずから指し示してしまったのでしょうか。

先ほども申し上げましたが、きょう来られました参考人のお二人ともが口をそろえて義務教育費国庫負担制度の果たす役割の大ささをおっしゃつております。なぜ今までどおりやれないのか、なぜ財政赤字のツケを二十一世紀を担う子供たちを育てる義務教育費に回すのか、ほかに打つ手はあつたと思います。

総務省の高島茂樹さんは、住民の生活・経済圈域、行政区域、どちらを優先するかと問われれば、まず住民の生活があり、住民の生活をよりよくするための手段の一つに行政があるのだから、当然のことです。この言葉をかりれば、教育に置きかえています。この言葉をかりれば、教育に置きかえて考えれば、子供たちがいて、教育が財政かと問われたら、まず子供の教育を優先する。それを削るが、今後の教育のあり方の検討の中で、学校の統廃合が進み、バス代とか汽車賃とかを払わなければ学校に行けない状況などが生まれるようなことが危惧される状況にならないことを強く望みます。

大臣、ここはエールを送るつもりで申します。國の財政は緊迫しています。今後も、教育にお金がかかり過ぎるとか削るべきだの声は大きくなれるかもしれません。しかし、財政再建の犠牲を教育にかけてはならないということを主張してください。義務教育だけは削ってはだめだと主張してください。

教育基本法の「教育の機会均等」というのは、すべての子供たちに人生のスタートを平等にしてやりたいという人間の英知だったと思います。そのためにも、教育基本法十条の「諸条件の整備確立」に向けて、国庫負担制度をしっかりと堅持していただきたいと思います。

大臣、ここはエールを送るつもりで申します。國の財政は緊迫しています。今後も、教育にお金がかかり過ぎるとか削るべきだの声は大きくなれるかもしれません。しかし、財政再建の犠牲を教育にかけてはならないということを主張してください。義務教育だけは削ってはだめだと主張してください。

教育基本法の「教育の機会均等」というのは、すべての子供たちに人生のスタートを平等にしてやりたいという人間の英知だったと思います。そのためにも、教育基本法十条の「諸条件の整備確立」に向けて、国庫負担制度をしっかりと堅持していただきたいと思います。

大臣、ここはエールを送るつもりで申します。國の財政は緊迫しています。今後も、教育にお金がかかり過ぎるとか削るべきだの声は大きくなれるかもしれません。しかし、財政再建の犠牲を教育にかけてはならないということを主張してください。義務教育だけは削ってはだめだと主張してください。

教育基本法の「教育の機会均等」というのは、すべての子供たちに人生のスタートを平等にしてやりたいという人間の英知だったと思います。そのためにも、教育基本法十条の「諸条件の整備確立」に向けて、国庫負担制度をしっかりと堅持していただきたいと思います。

大臣、ここはエールを送るつもりで申します。國の財政は緊迫しています。今後も、教育にお金がかかり過ぎるとか削るべきだの声は大きくなれるかもしれません。しかし、財政再建の犠牲を教育にかけてはならないということを主張してください。義務教育だけは削ってはだめだと主張してください。

教育基本法の「教育の機会均等」というのは、すべての子供たちに人生のスタートを平等にしてやりたいという人間の英知だったと思います。そのためにも、教育基本法十条の「諸条件の整備確立」に向けて、国庫負担制度をしっかりと堅持していただきたいと思います。

大臣、ここはエールを送るつもりで申します。國の財政は緊迫しています。今後も、教育にお金がかかり過ぎるとか削るべきだの声は大きくなれるかもしれません。しかし、財政再建の犠牲を教育にかけてはならないということを主張してください。義務教育だけは削ってはだめだと主張してください。

大臣、ここはエールを送るつもりで申します。國の財政は緊迫しています。今後も、教育にお金がかかり過ぎるとか削るべきだの声は大きくなれるかもしれません。しかし、財政再建の犠牲を教育にかけてはならないということを主張してください。義務教育だけは削ってはだめだと主張してください。

大臣、ここはエールを送るつもりで申します。國の財政は緊迫しています。今後も、教育にお金がかかり過ぎるとか削るべきだの声は大きくなれるかもしれません。しかし、財政再建の犠牲を教育にかけてはならないということを主張してください。義務教育だけは削ってはだめだと主張してください。

大臣、ここはエールを送るつもりで申します。國の財政は緊迫しています。今後も、教育にお金がかかり過ぎるとか削るべきだの声は大きくなれるかもしれません。しかし、財政再建の犠牲を教育にかけてはならないということを主張してください。義務教育だけは削ってはだめだと主張してください。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古屋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○古屋委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、鈴木恒夫君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党的七派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

○古屋委員長 ただいま議決いたしました本案に

対し、鈴木恒夫君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党的七派共同提

案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

○古屋委員長 ただいま議決いたしました本案に

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○古屋委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○古屋委員長 採決いたしました。

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○遠山国務大臣 このたび、政府から提出いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

○遠山国務大臣 このたび、政府から提出いたしました。





平成十五年三月二十四日印刷

平成十五年三月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F